

## 【資料】 中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟

全国15ヶ所の裁判所で、2000人余の原告たちが闘った「中国『残留孤児』国家賠償請求訴訟」は、大阪地裁を皮切りに次々と判決が出され、神戸地裁判決を除いては原告側の請求は悉く退けられた。しかし、敗訴判決の中でも「新しい救済策、政治解決の必要性」が指摘され、政府・与党を動かし、2007年11月、新たな給付金制度などを盛り込んだ「新支援法」が実現した。これを受けて、各地の訴訟も相次いで取り下げられ、半世紀余に及ぶ「孤児問題」に一応の決着がついた。

一連の訴訟で 展開された原告・孤児と被告・国それぞれの主張、過去の判決内容の比較、そして、多くの「戦後補償裁判」に共通する”法律の壁”をめぐり問題などをまとめてみた。

(第2回研究会「中国『残留孤児』国賠請求訴訟の相次ぐ判決」(07.3.10)の報告で使用した資料である)

荒武 一彦

### 目次

- ◇提訴状況：表
- ◇訴訟の内容◇
  - 一. 原告・孤児の主張
  - (一) 訴訟の意義
  - (二) 「残留孤児」の発生原因
  - (三) 早期帰国義務違反
  - (四) 自立支援義務違反
  - 二. 原告主張の法的根拠
  - 三. 被告・国の主張
  - 四. 各判決要旨
    - (一) 「大阪訴訟」
    - (二) 「兵庫訴訟」
    - (三) 「東京訴訟」
    - (四) 「中国残留婦人訴訟」
    - (五) 「徳島訴訟」
    - (六) 「名古屋訴訟」
    - (七) 「広島訴訟」
    - (八) 「高知訴訟」
    - (九) 「北海道訴訟」
  - 五. 要約・各判決の判断比較：表
  - 六. 賠償責任・時効(民法の除斥期間)
  - 七. 帰国残留孤児の現状
  - 八. 原告団の全面解決要求
  - 九. 判決を受けての政治的動き
  - 一〇. 「戦後補償裁判」に司法決着
    - 最高裁判決
- (参考) ◇戦後補償・補償裁判◇

### ◇訴訟の内容◇

#### 一. 原告・孤児の主張

##### (一) 訴訟の意義

原告らは日中戦争終了時の混乱の中、「旧満州」で幼くして両親と死別・離別し、所謂「中国残留孤児」になった。被告・国は戦前「満州国」を建設、国策として大量の日本人を送り込んだ。にもかかわらず、敗戦直後、いち早く帰国させることなく、現地に置き去りにした。このため、多くの人が戦火、飢餓、厳冬の地に取り残され、多くの孤児が生まれた。国は速やかにこれら「残留孤児」を帰国させることを求められたのに、孤児たちの帰国事業は大きく立ち遅れ、長年残置され続けた。

さらに、国は一九五九年(昭和三四)、多数の「残留孤児」の生存を知らながら「戦時死亡宣告」制度を作り、多くの「残留孤児」を戸籍から抹消し、その搜索も打ち切り、「残留孤児」を遺棄した。

一九七二年(昭和四七)の日中国交正常化後も、入国管理行政上、外国人扱いにし、「身元保証人の確保」を求めるなどの永住帰国制限を行い、「残留孤児」の日本帰国をますます遅らせ、妨害した。

その後ようやく永住帰国した「残留孤児」たちは、十分な日本語教育はほとんど受けられず、実質的な自立支援策もなく、多くは単純労働に就くしかなかった。このため、生活保護受給者が実に七〇%近くに達している。生活保護を受けていると、養父母等に会ったり、墓参の為に中国に行く

## 提 訴 状 況

地裁	回数	原告数(名)	提訴日	結審	判決	備考
東京	1	40	02.12.20	06.05.24	07.01.30	原告敗訴
	2	589	02.12.20			
	3	321	03.09.24			
	4	126	04.10.04			
	5	17	05.06.30			
札幌 (併合)	1	80	03.05.19	07.01.26	07.06.15	原告敗訴
	2	5	04.05.14			
仙台	1	5	05.05.19			
		20	05.07.05			
山形		34	05.06.17			
	1	67	04.04.28			
長野	2	12	05.06.17			
	1	139	03.09.24	06.10.26	07.03.29	原告敗訴
名古屋 (併合)	2	32	04.05.13			
	3	39	05.05.19			
	1	90	03.09.24			
京都	2	18	04.07.24			
		1	05.10.07			
	1	111	03.12.25		05.07.06	原告敗訴
大阪	2	29	04.04.21			
	3	4	05.06.20			
	1	57	04.03.30	06.07.14	06.12.01	原告勝訴
(併合)	2	6	04.07.01			
	3	2	05.05.27			
	1	16	04.02.20			
(併合)	2	6	04.07.14			
	3	4	05.02.02			
	4	1	05.06.22			
	1	51	03.09.24			
(併合)	2	8	04.04.21	06.11.11	07.04.25	原告敗訴
		4	03.10.29	06.12.11	07.03.23	原告敗訴
徳島	1	45	03.10.30	06.12.22	07.06.15	原告敗訴
	2	1	04.11.02			
	3	1	05.12.07			
福岡	1	32	04.12.08			
	2	44	05.05.19			
	3	27	05.07.15			
	4	27	06.02.28			
鹿児島	1	21	03.08.20			
	2	3	05.07.13			

こともままならない。

このように国は孤児らに対する「早期帰国実現義務」及び「帰国後の自立支援義務」を怠った。このため、原告らは高齢化し、日本社会で孤立し、職や貯えもないため、老後に不安を抱えている。個人の尊厳、人格権に基づく「祖国日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」という基本的権利を長年にわたり侵害蹂躪され続けており、原告らは重大な損害を被っている。

その責任が国の施策の懈怠、違法な政策にあることは明らかであり、国に対し国家賠償法に基づ

く損害賠償を請求する。

### (二) 「残留孤児」の発生原因

中国「残留孤児」は偶然の産物ではなく、「満州移民」という満州支配の為の国策事業によつて必然的に生み出されたものである。

①移民が行われた「満州国」は国際法違反の存在で、日本が強引に建国した傀儡国家であり、敗戦で一気に瓦解する運命にあったのに、この基盤の脆弱な地に送出を進めた、②移住地確保に際し、

中国人の既耕地を強制的に強奪(買収)し、抗日、反日感情を強めさせた、③満州に関する真実の情報(危険な状況、過酷な自然など)を秘匿し、「二〇町歩地主になれる」などと大宣伝して、移民を駆り立てた、④ソ連参戦後、関東軍が在留邦人の保護を放棄して撤退、政府も現地土着方針はじめ次々在満邦人を遺棄する政策をとったなどの国の先行行為が、「残留孤児」発生の原因である。このような歴史的経過に鑑みれば、国には「残留孤児」を帰国させる最善の努力を行なうべき明白な法的義務があった。

### (イ) 強引な移民団の送出

「満州国」は、日本の従属的地位にあり、その兵站地、対ソ防衛線であった。従つて、満州移民の使命は、戦時物資供給と対ソ防衛であり、国内的には農村恐慌の緩和と人口調整政策の一環。世界大恐慌後、農産物価格の暴落によつて農村は著しく窮乏、根底には農地不足があり、農業経済更正運動のひとつとして過剰農家の満州送出が考え

られた。政府は「満州に行けば、二〇町歩の地主になれる」と大宣伝して、多くの農家を動員した。

移民用地は、「未利用地開発主義」を取得方針としていたが、その多くは中国人農民の既耕地を廉価で強制的に買収、立ち退かせるなど強権的に収奪した。これが反感を煽り、終戦直後の在満邦人への攻撃となり、混乱を一層悲劇的なものにした。

また、単なる農業従事だけでなく、国境防衛・治安維持の軍事的任務を課せられていたが、最大の問題は、この国の意図が開拓団員には秘匿されていたことで、ソ連参戦が確実視された一九四五年（昭和二〇）五月以降、ソ連参戦通告の八月八日まで移民は継続された。

一九四五年（昭和二〇）五月時点の外務省調査では、開拓民数は、一般開拓団員五万二四二八八人・家族一六万七八二九人（二〇万二三三九戸）、青少年義勇軍隊員六万九四五七人・家族一万四三二二人、青少年義勇隊（訓練中）二万一二七八人、計三二万一八七四人に達した。

〔満州国〕建国までの経緯

一九〇五年（明治三八）、日露戦争に勝利した日本は、ポーツマス条約によりロシアの中国における権益や特権を継承。

一九〇六年（明治三九）、南満州鉄道株式会社（満鉄）設立。物資輸送の大動脈であり、政治、経済、文化など植民地経営の根幹的役割をなした。一九一五年（大正四）一月、第一次世界大戦に参戦した日本は、「対華二ヶ条要求」を調印させ、中国への侵略を本格化。

一九三二年（昭和六）九月一八日、関東軍、満鉄

線路爆破の柳条湖事件を起し、「満州事変」勃発。中国が、国際連盟に提訴。

一九三二年（昭和七）三月一日、「満州国」建国を宣言。執政に清朝最後の皇帝溥儀が就任。溥儀は①国防および治安維持を日本に委託、費用は「満州国」負担②交通機関の管理を日本に委託し、軍事施設の設置を援助③参議、官吏に関東軍司令官推薦の日本人を任命—を誓約。

さらに①日本の有する一切の権益を尊重確保する②共同防衛のため日本国軍が駐屯する—との日満議定書が調印され、関東軍が内面指導する完全な傀儡国家となった。

一〇月二日、リットン調査団報告書。一）柳条湖事件とその後の日本軍の行動は、正当な自衛行為とは認められない、二）満州国は住民の自発的意思によるものではなく、日本軍によって計画、実行され、存立が支えられている、と結論。

一九三三年（昭和八）二月一四日、国際連盟、勧告案公表。「満州国承認を一切排除」「中国の領土が、宣戦なしに実力で奪い取られ、占領されたことは異論ない」「満州国は日本の傀儡政府」「国際連盟での討議前に、日本が満州国を承認したのは、違反行為」との厳しい内容。

二月二四日、国際連盟総会「満州国不承認」を決議。

三月二七日、日本、国際連盟脱退。

〔移民団の送出国〕

▽第一期・試験移民期Ⅱ第一次一九三二年（昭和七）第五次一九三六年（昭和一一）。

九団、三二〇六戸、移民数一万五四六三人。一九三二年（昭和七）

八月一六日、「武装移民」（二〇〇〇名）案閣議決定。

八月三〇日、拓務省の「満州移民」案、国会承認、関連予算可決。

一九三三年（昭和八）春、一次移民団、激しい抗日運動を受けながら永豊鎮（弥栄村）到着。

秋、第二次移民団、七虎力（千振村）へ。

一九三四年（昭和九）三月、土竜山事件（謝文東の襲撃）発生。武力威圧による移民用土地の強制的買収、治安維持のための銃器回収などに反発した永豊鎮東方の土竜山に住む謝文東が六〇〇〇〜七〇〇〇人の勢力で決起、反乱、移民団を攻撃、鎮圧された。

年、満州拓殖会社設立、開拓民に対する金融、移住地の買収交渉、開拓地建設経営の斡旋助成を行う。一九三七年（昭和一二）八月三十一日、（株）満州拓殖公社に改組。

一九三六年（昭和一一）、広田内閣、七大国策一つに満州移民（対満重要策の確立）移民政策及び投資の助長策等）を掲げ、八月、「二〇ヶ年一〇〇万戸送出計画」策定。一九三七年以降二〇年間を四期に分け、第一期五ヶ年間に一〇万戸、以後毎期一〇万戸を追増し、一九五七年（昭和三二）に完了する計画。一〇〇万戸五〇〇〇万人として、二〇年間に満州国人口の割合を人植開拓民で確保することを狙った。また、国内の耕作面積五反（約五〇〇〇町）以下の農家の半数を送り出す計画でもあった。

▽第二期・本格移民期Ⅱ第六次一九三七年(昭和一

二) 〓第一〇次一九四一年(昭和一六)。一八七

一、四万二、六三五戸、一六万五〇七〇人。

一九三七年(昭和一二)

〓七月七日、盧溝橋事件勃発(日中戦争)

〓十一月三〇日、「満州に対する青少年の移民送出に関する件」を閣議決定、以後「満蒙開拓青少年義勇軍」を送出。

一九三八年(昭和二三)、「分村移民計画」実施、

各県・市町村単位で動員数、動員方法を具体的に、明確化し、官僚組織を動員して、送出移民の大量化を可能にした。移民事業が、農村経済更正対策、国家総動員の一環となる。「満蒙開拓青少年義勇隊」発足。

一九三九年(昭和一四)一二月、「満州開拓政策基本要綱」閣議決定、満州移民事業を「日満両国の一体的重要国策」と位置づけ。

一九四一年(昭和一六)、移民応募者の激減に対応して、「満蒙開拓青少年義勇隊」を「義勇軍開拓団」に再編、同和地区開拓団の本格編成、都市失業者による「大陸帰農移民」送出などを始めた。

〓二月三日、「満州開拓第二期五カ年計画要綱」を閣議決定、五年間で二二万戸、一一〇万人の入植計画、移民政策継続を表明。

▽第三期・移民事業崩壊期Ⅱ第一次一九四二年(昭和一七) 〓第一次一九四五年(昭和二〇)。

一九四一年(昭和一六)一二月八日、太平洋戦争突入、移民応募が激減、戦況悪化で移民事業の遂行が困難になった。

一九四二年(昭和一七)「女子拓殖事業対策要綱」

(大陸の花嫁)作成。義勇軍開拓団の定着の条件作りとして、国内未婚女性を義勇軍開拓団に送る試み。

### (ロ) ソ連参戦と在満邦人の遺棄

開拓民は真夜中突然のソ連侵攻に曝されたが、関東軍は、ソ連参戦など一切の戦況情報を知らせず、軍人・軍属とその家族の避難、輸送を優先させ、開拓民など民間人は全く保護せず、早々に撤退。この情報不足・遅れが、開拓団の惨状を直接招いたことは明らか。しかも男性開拓団が「根こそぎ動員」された開拓団は、高齢者、女性、子供だけの集団となり、ソ連軍等の襲撃による殺戮、強姦、強奪、集団自決等により多大の犠牲者を出し、残留孤児を生む要因となった。しかも、先に撤退した関東軍は、ソ連軍の進撃を阻止するため、撤退時に橋梁等を爆破し、開拓民の避難をさらに困難にした。厚生省「援護五〇年史」によると、終戦前後の満州での死亡者は、二四万五〇〇〇人(日ソ戦闘間約六万人、終戦以後約一八万五〇〇〇人)に上った。

一九四一年(昭和一六)四月、「日ソ中立条約」締結。締結の際の声明書で「ソ連による満州国の領土保全及び不可侵」を定めた。

一九四五年(昭和二〇)

〓四月五日、ソ連、日ソ中立条約の不延長を通告。〓五月三〇日、大本営、「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定。朝鮮半島及び近接満州地域を絶対的防衛地域(持久戦のための戦場)に決定、満

州の四分の三の地域の防衛と邦人保護が放棄さ

れた。関東軍一三個師団が戦局悪化の南方へ、七個師団が本土決戦に備え内地へ、それぞれ転用。

〓七月一〇日、在満邦人一八歳以上四五歳以下の男子全員約二〇万人を招集(「根こそぎ動員」)、ソ満国境付近に配置。

〓七月二六日、米、中、英がポツダム宣言で、日本に無条件降伏を要求。

〓八月二日、関東軍報道部長長谷川宇一大佐、目前に予想されたソ連軍参戦を隠して、「関東軍は磐石の安きにある。邦人、特に国境開拓団の諸君は安心して、生業に励むがよろしい」と、「偽装」放送。いわゆる「静謐作戦」をとり、国は在留邦人の生命・身体より戦略的要請を優先させた。

〓八月九日、ソ連が日ソ中立条約を破棄して、宣戦布告し、午前零時を期して満州侵攻開始。

〓八月一〇日、大本営、「朝鮮は防衛、満州は全土放棄も可」の方針決定。

〓八月一四日、ポツダム宣言受諾を通告。

### (三) 早期帰国義務違反

国の戦前の満州移民、敗戦前後の「根こそぎ動員」・現地土着・日本国籍離脱方針採用などの在満邦人遺棄という先行行為により、「残留孤児」は生み出され、それがその後の帰国の遅れを決定づけたことは明らかである。よって、国は自らの違法な先行行為によつて中国に取り残された「残留孤児」を出来るだけ早期に帰国させる義務を条理上負うというべきである。ましてや、原告らは幼く

して親と別れ、日本の記憶がないものがほとんどで、自らの意志で帰国する能力がなかったのだから、国は積極的に原告らを探索し、保護して、帰国させる、より重い法的義務を負っていたといふべきである。

帰国が遅れた原因には、身元判明の遅れ、判明率の低下もある。一九八一年から一九九九年の間で、訪日調査参加者二一六人中身元判明者は六七〇人、三二％に過ぎない。その理由は、①国が、敗戦から三六年、日中国交回復からでも九年も訪日調査をしなかった、②訪日調査が長期化したこと、③訪日調査の方法の不適切さ一にあり、このため孤児や肉親など関係者が死亡しないしは高齢化し、記憶の減退、情報の散逸などを招いた原因で、この点でも国の行為は違法である。

また、孤児らが帰国する場合、外国人扱いにされ、身元保証人が必要となり身元判明者でも親族の「同意」がなければ永住帰国できず、ましてや在日親族のいない未判明者は、事実上帰国が不可能であった。これは、一種の違法な帰国制限、妨害であり、国が身元調査を放置し、身元判明が遅れ、判明率が低下したことに起因している。

国は国家固有の義務として自国民を保護すべき義務を負うものと解される。「満州」はポツダム宣言で実効的支配が及ばなくなり、その地域に多数を送出し、遺留した自国民に対する保護義務として、国民を帰還させる義務を負うものと解すべきである。しかしながら、国は、この早期帰国義務の履行を怠っていたのであり、これは国家賠償法上違法な行為である。

\* 国家賠償法一条「公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権①国または公共団体に公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる②前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があつたときは、国又は公共団体が、その公務員に対し求償権を有する

(イ) 外地居留民の残置方針 引揚の大幅遅延

一九四五年(昭和二〇)

〃八月一〇日、日本政府、ポツダム宣言を受諾。

〃八月一四日、政府、「三カ国宣言受諾に関する在外現地機関に対する訓令」の中で「居留民は出来得る限り現地定着の方針を執る」(土着方針)を決定。

〃八月一九日、大本営が最高戦争指導会議決定に基づき、「戦後、将来の帝国の復興再建を考え、関東軍總司令官はなるべく多くの日本人を大陸の一角に残置するよう計画すること」と、関東軍に命令。

〃八月二六日、大本営は「関東軍方面停戦状況に関する実視報告」において、在留邦人の現況として「明日の生活に窮するものも顕著しつつあり、但し是等も治安の恢復、経済の安定等に伴い逐次良好な状態に還るものと考え、今後の処置として「内地の食糧事情および思想経済事情を考えるに、在留邦人および武装解除後の軍人はソ連の庇護下に満鮮に土着せしめて生活を営むごとくソ連側に依頼する」と述べている。

政府も同日、「在留内地人に対しては徒に早

期且つ無秩序に引揚を決定せしむることなく当分冷静の態度を維持せしむるよう徹底指導する」(「外地在住内地人の人心安定策」) ことを在外公館へ通達。

〃八月三〇日、駐滿大使が「在留邦人はこのまま放置せば、流民化し死者続出すること明白なり、婦女子病人を先に帰国を要するもの(約八〇万人)を能う限り速やかに内地帰還を為し得るよう懇願す」と打電したが、政府はこれを無視した。

〃八月三十一日、政府、「戦争終結に伴う在外邦人に関する善後措置要領」によつて、「戦争終結に当り在外邦人は、過去の統治の成果に顧み将来に備え出来得る限り現地に於いて共存親和の実を挙げべく忍苦努力するを以て一義たらしむるもの」と、土着方針は変更しなかった。

〃九月一日、高崎達之助氏が民間レベルの「東北地方日本人救済総会」を組織。「各開拓団の婦女悲惨を極め、死者続出の様子は地獄の有様にて、掠奪暴行に悩まされ居候」という現状と政府の土着方針の不可能なことを訴えた密書を政府に送ったが、政府は受領を拒否。

(ロ) 戦後引揚の中断、打ち切り

米、英、仏、豪、中国などの海外在留邦人の引揚げは終戦の年に開始され、翌年末までにはほぼ終了したのに対し、在留邦人の引揚げは翌年五月になってようやく始まり、他地域に比べ大幅に遅れた。この一冬の遅れのため、難民収容所に収容された開拓民たちでさえ、極寒の中、満足な食料や衣服がないため、餓死、凍死、病死者が相次いだ。

戦後、政府は中国政府を承認せず、国交を遮断、「残留孤児」ら多くの日本人が中国に残留していることを知りながら、引揚げを打ち切った。政府による引揚げはもちろん、民間ルートの引揚げも途絶した。国交断絶中でも「残留孤児」たちを帰国させ措置をとることは可能であったにもかかわらず、国は中国敵視政策から、あえてそのような方策に背を向け、全く在留邦人を帰国させる努力を払わなかった。

一九四五年（昭和二〇）一〇月一八日、GHQが厚生省を引揚げの中央責任庁に指定、本格引揚げ開始。

一九四六年（昭和二一）五月、第一次引揚船、二四〇〇人乗せて葫蘆島を出航、一九四八年（昭和三）八月までに、一〇四万人が帰国。

一九四九年（昭和二四）一〇月一日、中華人民共和国成立、日本政府不承認、国交断絶。引揚げ中止。

一九五〇年（昭和二五）五月一日、政府、「満州、関東州の未帰還者は、生存五万三九四八人、生死不明者二万六四九二人、死亡者一五万八〇九九人」と国連に報告。

一九五二年（昭和二七）一〇月一日、中国政府、在留邦人の帰国について援助を、ラジオ放送で表明。中国紅十字会、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡委員会による民間レベルの引揚げが開始。

一九五三年（昭和二八）三月五日、中国紅十字会、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡委員会が「北京協定」締結、集団引揚げ再開。

一九五六年（昭和三一）六月二十八日、中国紅十字会、日本赤十字社ら四者が「天津協定」締結。

「帰国を希望する日本人居留民の帰国については、中国紅十字会は引き続き援助する」とした。このように民間団体によって断続的に引揚げが行われた。

一九五七年（昭和三二）八月、中国側「日本人居留民は六〇〇〇人いる」と表明。一〇月二〇日、中国残留日本人の調査名簿を発表。中国側からさまざまな前向き対応が示されたが、国は中国政府に対する警戒感から、その活動を抑制しようとした。

一九五八年（昭和三三）五月二日、長崎市のデパートで開催中の中国切手展で一青年が中国国旗を引き摺り下ろす事件（「長崎国旗事件」）が起き、日本政府の対応が問題となり、中国政府が対日貿易を中止、引揚船も第二次白山丸で再び中止。一九五三年（昭和二八）〜五八年（昭和三三）七月までの帰還者数は三万二五〇六人。

〃一二月、政府は未帰還者特別一斉調査を実施。その結果、未帰還者は、二万二八七人とされた。これは「未帰還者留守家族等援護法」（一九五三年〃昭和二八制定）に定められた留守家族への手当支給を打ち切りのための調査であった。国は、広報機関や各種団体の協力で帰還者や海外在留者に対し一斉通信調査をしたが、調査員派遣による国外調査などは行わず、極めて不十分なものだった。

### （八）戦時死亡宣告、帰国援助政策を事実上

#### 放棄

「未帰還者に関する特別措置法」は、一九五九年（昭和三四）三月二日に公布された。以下の内容。

第一条 この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする

第二条 一 項に規定する未帰還者に係る民法三〇条の宣告の請求は厚生大臣も行なうことができる  
失踪宣告を規定した民法三〇条は「①不在者の生死が七年間分明ならざるときは家庭裁判所は利害関係人の請求に因り失踪の宣告を為すことを得②戦地に臨みたる者、沈没した船舶中に在りたる者、其の他死亡の原因たるべき危難に遭遇したる者の生死が、戦争の止みたる後、船舶の沈没したる後、其の他の危難の去りたる後、一年間分明ならざるときは亦同じ。

未帰還者の失踪宣告を家族などの利害関係人でない厚生大臣も行なうことが出来る特則を設けたもの（宣告を受けた場合、弔慰金三万円を支給）。「未帰還者」とは、第一三条の二第二号で、昭和二〇年八月九日以降、満州等で生存していたと認められる資料があり、帰還していない者（未帰還者留守家族等援護法第二条一項）、または、昭和二〇年八月九日以降生存が認められる資料がない者で、死亡したと推定される者（未帰還者特別措置法第一三条の二第二号）とされた。これによって、「残留孤児」は生存の資料の有無に関係なく、すべて戦時死亡宣告の対象者となり、多くの「残留

孤児」が生死不明のまま、戦時死亡宣告によって戸籍を抹消されることになった。

戦時死亡宣告制度は、次の点で不当性の強いものであった。

(一) その導入は、「未帰還者留守家族等援護法」の留守家族手当の支給打ち切りが目的であったことからすると、戦時死亡宣告の対象は留守家族の生計を維持していた「未帰還者」に限れば足りるはずで、「残留孤児」について死亡宣告処理する理由は全くなかった。「残留孤児」にまで戦時死亡宣告制度を適用したことは、導入目的から考えても明らかに不当である。

(二) 何ら利害関係を有しない国が、あえて失踪宣告の申し立てを行なうのであるから、戦時死亡宣告の対象になるか否かの前提になる消息調査は、とり得るあらゆる手段を尽くすべき義務がある。

しかし、一九五八年の「未帰還者の特別一斉調査」は、国と都道府県が単に通信調査を行なうのみで、国外調査は行なわない極めて不十分なものであった。厚生省引揚援護局長は国会答弁(一九五八年七月一七日)で、「(中共地区の未帰還者は)大体六千ぐらいと考えている。いわゆる国際結婚した人、中国人にもられた子どもなど実質的に中国人になった人が大部分で、さしあたり帰る希望を持っておられる人は非常に少数であろう」と述べ、「残留孤児」の存在を確信しながら導入したものである。

(三) 早期帰国義務を負う国としては、制度導入後も「残留孤児」の生存の可能性を重視し、消

息調査や早期帰国実現の施策を継続すべきであったのに、導入によって、「残留孤児」の最終処理は終えたものとし、一切の消息調査を打ち切った。日中国交回復後も、なかなか再開しようとしなかった。

この戦時死亡宣告生後の導入で、一九五九年(昭和三四)から一九七六年(昭和五二)までの間に、死亡宣告確定者は「残留孤児」を含め一万二四三三人に上った。

### (三) 日中国交正常化以後の経過と帰国制限

一九七二年(昭和四七)九月、日中国交正常化。その直後から、「残留孤児」から調査依頼が数多く寄せられるようになり、民間ボランティアの「残留孤児」肉親捜し活動活発化。これに対し、大蔵省は「死亡宣告者、戸籍抹消者の身元調査には予算は計上できない」との態度をとり、厚生省援護局長も「援護局は復員軍人のための部局」として、国交回復後も「残留孤児」の実態調査や肉親捜しに取り組もうとはしなかった。

一九七三年(昭和四八)三月二八日、国は「中国からの引揚者に対する出生地までの帰国旅費の支給について」と一〇月一六日付「中国からの引揚者に対する帰国旅費の国庫負担について」で、帰国旅費について原則「家族負担」とし、例外的に片道旅費のみ厚生省負担とした。この他、当初、「残留孤児」の妻は同伴できるが、夫は同伴できない。同伴できる子どもは未成年者に限る。②一時帰国援護で一度里帰りの「残留孤児」が、その後永住帰国する場合、帰国旅費の援助は行なわない(一九七九年まで)、など

不合理な制限を設けた。早期帰国義務を負う国は、帰国旅費を総て負担すべきであり、かかる帰国制限につながる措置は許されない。

一九七四年(昭和四九)十一月一六日、朝日新聞「生き別れた者の記録」、連載開始、大きな反響。一九七五年(昭和五〇)三月一二日、国が第一回目の肉親捜し公開調査を開始、だが、実効性なし。一九八一年(昭和五六)三月、第一回訪日調査。戦後三六年、国交回復後も九年が経過して、ようやく開始。このように訪日調査開始が遅れた上に、一回の訪日人員枠が少人数のため訪日調査が長期化した。さらに、調査方法も、血液鑑定やDNA鑑定など科学的調査方法を実施せず、資料や記憶を基礎にした対面調査のみだった。このため、身元判明が遅れ、または不可能になるなど身元判明を一層困難にし、原告らの帰国が更に大きく遅れ、損害を拡大させる大きな要因になった。

十一月二日、法務省入管局、「中国旅券及び在中國日本大使館発給『渡航証明書』の所持者について、入管法上外国人扱いとする」(「中国からの入(帰)国者に係る登録事務取扱について」)旨通達した。この結果、帰国しようとする「残留孤児」は、身元保証人を要求され、身元判明孤児でも親族の同意を得なければ永住帰国できなくなつた。しかも、多くの肉親は現役を退き、年金生活に入っているなど「身元保証人」としての義務に到底応えられる能力がない場合も多く、「残留孤児」の多くは身元保証人を確保できず、帰国できなかった。まして身元未判明孤児

は事実上永住帰国が不可能となった。国は、このように「残留孤児」らが身元保証人を確保する手段や連絡方法がないことを熟知しながら、身元保証人を要求し、帰国を困難にした。

一九八二年（昭和五七）一月二三日にも同趣旨の通達が改めて出された。

一九八二年（昭和五七）八月二六日、中国残留孤児問題懇談会、身元未判明孤児の受け入れのため「身元引受人制度」の創設を提案。

一九八四年（昭和五九）三月一七日、日中両政府間口上書で「日本に帰国を望む残留孤児は、肉親の有無にかかわらず帰国させる」ことを確認。

一九八五年（昭和六〇）三月、入管法上の身元保証人の代替として「身元未判明の中国残留日本人孤児の帰国受入れ制度」を実施。身元未判明「残留孤児」も、厚生省援護局に登録されている身元引受人の斡旋を受けることで、永住帰国の途が開かれた。ただ、入国査証発給に援護局長発給の帰国旅費国庫負担承認書及び定着促進センター入所通知書が必要とされた。さらに、身元引受人の近隣への定住が義務付けられ、居住移転の自由が制限された。

一九八九年（平成一）七月、身元判明孤児に対する「特別身元引受人制度」創設。身元未判明孤児に対する帰国措置の改善に反して、身元判明孤児の場合、親族が引き受けを拒否すれば帰国が閉ざされていたため、親族が引き受けなくても、自ら身元引受人を探し出せば帰国できるようになった。一九九一年（平成三）六月、残留婦人もこの対象者に加えた

#### （四）自立支援義務違反

被告国は、本来、原告ら「残留孤児」を早期に日本へ帰国させる義務があったにもかかわらず、戦後一貫してこの義務を懈怠してばかりでなく、「残留孤児」の日本への帰国を制限するような施策までとってきた。そして、このような国の先行行為により、「残留孤児」は、現在まで継続して日本に於いて、言語、職業、住居、教育、家族というあらゆる面で自立的な生活を送ることが出来ない状況に陥っているから、国は先行行為に基づく条理上の作為義務として、「残留孤児」の日本での生活自立を支援する義務を負っている。

一九九四年（平成六）四月六日、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（自立支援法）が制定された。その実効性には疑問の声が強いが、「今次大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引揚げることが出来ず引続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた」残留孤児の存在を認め（一条）、それらの者の「円滑な帰国の促進」（三条）「地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定（四条）などのために、必要な措置を講じること」を「国の責務」とした。すなわち、先行行為に基づく条理上の義務、あるいは憲法等から導かれる「自立支援を行なうべき義務」が、この法律によって一層具体化、明確化された。しかし、現時点においても、極めて不十分な措置しか講じられておらず、国の自立支援義務違反は明白である。

#### （イ）日本語教育を含む基礎教育における義務違反

「残留孤児」の大半は、幼少期に日本語教育を受ける機会を奪われ、日本語を書く、読む、話す、理解することができない。国は、「残留孤児」が日本で自立した生活を営むために、少なくとも就労するために必要な日本語などを習得する機会を与える義務があったにもかかわらず、それを懈怠した。

一九七六年（昭和五一）度まで、国は日本語教育について何らの措置もとらなかった。同年度以降も、学習書やカセットテープの配付のみだった。

一九八四年（昭和五九）二月一日、埼玉県所沢市に「中国帰国孤児定着センター」を設立、帰国孤児らを入所させ、四ヶ月間の日本語や生活指導を始めた。しかし、四ヶ月間（現在は六ヶ月）で「残留孤児」たちが日本語を習得できるわけはなかった。

一九八八年（昭和六三）、中国帰国者自立研修センターを設置、一回二〜三時間程度、八ヶ月間（通算一年間以内）通所で日本語教育を始めたが殆どが日常会話程度の日本語すら習得できず、就労、生活全般にわたって甚大な不利益を受けた。さらに、日本語が出来ないハンディをサポートする措置もとらなかった。国が取った日本語教育の不十分性は明らかである。

#### （ロ）年金制度における義務違反

国民年金の老齢基礎年金は、最低でも二五年以上加入していなければ受けれないため、帰国が遅れた「残留孤児」は、帰国後加入しても受給できなかった。さらに、「残留孤児」が中国で就労し



てきた事実は年金額に反映されなかった。このため、「残留孤児」の七〇％は生活保護を受給しており、老後の不安は解消されず、国の義務違反が認められる。

旧軍人（二年以上の軍隊経験者）には、八三〇万円～一八〇万円の軍人恩給が支給されており、旧軍人と同じ国策によって旧満州に渡り、ソ連軍の攻撃にさらされた開拓民が生活保護で処遇されているのは極めて不当・不公平である。

一九八五年（昭和六〇）、国は国民年金法を改正し、海外居住期間については特例的に二五年間を合算期間としたが、依然として中国での就労事実は年金額に反映させなかった。

一九九四年（平成六）、「自立支援法」制定、これに関連して「国民年金法」も改正され、「残留孤児」にも年金が支給されるようになった。ただし、通常の支給額の三分の一（月額二万円余）に過ぎず、しかも、「残留孤児」の場合、生活保護費からこの分を差し引かれる。なお、支援法の対象は、帰国者本人のみで、その家族は支援の枠外。一方、北朝鮮の「拉致被害者支援法」（二〇〇二年一月）の第一条では、国が被害者らのそれまでの保険料を負担することで満額支給されている。

一九九六年（平成八）、「残留孤児」やボランティアの度重なる改善要求を受けて、国は中国残留邦人等に対する特例措置として、中国居住期間については国民年金の国庫負担相当額についてのみ年金額に反映させることにした。それでも、年金額は、二万円程度。

**(八) 不当な居住・移転の自由制限**

国は「身元引受人制度」を創設したが、「残留孤児」らには帰国後の定着促進センターへの入居とセンター退所後に身元引受人の近隣に居住することを義務付けた。日本人と同じ人権が保障されるべきであり、「残留孤児」の居住を制限することは自立支援義務に違反する。

**(三) 自立支度金**

二〇〇一年（平成一一）、政府は、帰国孤児に対し、一時金の「自立支度金」一六万一九〇〇円を支給。

**(ホ) 無理な就労施策**

中国での職業資格を認めず、十分な日本語教育や職業訓練も行わないまま、「自立」させて生活保護を打ち切るため、一日も早い就労を強いた。このため、条件の悪い仕事にしか就労できなかった。

**二、原告主張の法的根拠**

**(一) 憲法二三条「個人の尊厳、生命・財産、幸福追求の権利の尊重」**

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。

\*国は国策として満州に移民させ、敗戦時中国に遺棄し、その後長きにわたって帰国の途を制限、閉ざした先行行為により、「残留孤児」らの個人の尊厳・幸福追求の権利を侵害した状態に置いたのだから、その侵害状態を速やかに除去し、幸福追

求権の回復・実現すべく具体的措置をとるべき憲法上の義務を負っている。

**(二) 憲法一四条「法の下の平等」**

すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

\*国が「残留孤児」らを中国に遺棄し、長期間にわたって帰国を制限したため、「残留孤児」らは、日本人としての基礎教育を受ける機会も就業する機会も奪われ、日本で生まれ育ち、通常の生活を営んできた日本人との間には著しく不合理な差別が生じており、「残留孤児」らを平等に扱うために必要な自立支援策をとる義務がある。国の不十分な措置は、憲法に違反する。

**(三) 憲法二三条「居住・移転及び職業選択の自由、外国移送及び国籍離脱の自由」**

①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**(四) 憲法二五条「生存権 国の生存権保障義務」**

第一項、すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する

**憲法第二六条教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償**

すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する②すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

\*国が「残留孤児」らを中国に遺棄し、長期間にわたって帰国を制限したため、「残留孤児」らは日本人としての教育を受ける権利を完全に奪われ、更に、養父母家庭の貧困等から中国での初等教育も満足に受けることが出来なかった。「残留孤児」らは帰国が遅れたことを決定的原因として、大半が日本語を理解できず、就業も困難で、帰国後も日本人として健康で文化的生活を営む権利を侵害されている。国はこの原因を作ったのであるから、権利侵害の発生を防止し回復する、より高度な憲法上の義務を負っている。

#### (五) 国家賠償法一条「公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権」

①国または公共団体に公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる②前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国又は公共団体の、その公務員に対し求償権を有する同四条「民法の適用」国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

#### (六) 憲法九八条「最高法規、条約及び国際法規の遵守」

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

#### (イ) 国際人権法Ⅱ帰国の権利

世界人権宣言一三条二項が「すべての人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と定め、この規定を具体化した

「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」二条四項が「何人も自国に戻る権利を恣意的に奪われない」と規定。「帰国の権利」は、確立された国際慣行であり、国は「帰国の権利」を遵守する義務があり、「帰国の権利」の侵害が自国の行為に起因する場合には、それを実現する積極的施策をとる義務を負っている。

(ロ) 文民保護に関するジュネーブ条約Ⅱ戦時の文民保護

「戦時における文民の保護に関する一九四九年八月二二日ジュネーブ条約」（「文民条約」）四条一項は「紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した一五歳未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない」と規定。「残留孤児」らを探索し、早期に日本へ帰国させる方策を探ることが「必要な措置」に該当する。そして、二六条では「各紛争当事国は、戦争のため離散した家族が相互に連絡を回復し、再会する目的で行う搜索を容易にしなければならない。この事業に従事する団体の活動を助成しなければならない」と規定、紛争当事国に対し武力紛争で生じた行方不明者、離散家族の搜索・再会のための施策を義務付けている。

さらに、この条約への「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（「追加議定書

一）で、保護対象となる戦争犠牲者は、軍事行動の全面的終了又は占領終了後「最終的な解放、送還又は居住地の設定の時まで、諸条約及びこの議

定書の関連規定の利益を引き続き受ける」と規定し、日中、日ソ間の戦闘状態が終わった一九四五年八月一日以降も、「残留孤児」らが帰国するまで条約、議定書の義務は存在した。

#### (ハ) 平和条約Ⅱ帰国させる義務

講和に伴う日本国の国際的義務として「日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する規定」があり、この規定は、軍人だけでなく一般邦人の未引揚者についても、国は帰国させる義務を負っていることを根拠付けている。

(ニ) 児童の権利に関する条約Ⅱ父母によって養育される権利

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は「（児童は）できる限りその父母を知りかつ父母によって養育される権利を有し」（七条一項）、「児童の国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項（アイデンティティ）の保持」（八条）「父母の意思に反する父母からの分離禁止」（九条）「家族の再統合を目的とする出入国の申請が積極的、人道的且つ迅速な方法で行われなくてはならない」（一〇条）「児童が国外から帰還することの出来ない事態の除去」（二一条）が義務付けられている。

国は「残留孤児」に対して、実父母を知らせ、その養育を受けさせるため、積極的な搜索活動を行い、その氏名や家族関係を明らかにし、帰国させる義務があった。

### 三．被告・国の主張

①「祖国日本の地で日本人として人間らしく生き

る権利」なるものは、概念そのものが抽象的かつ不明確で、具体的な権利ないし法的利益ではありえない。中国残留邦人のさまざまな労苦は、極めて個別性の強いもので、原告全員に共通する被侵害利益と考えることは出来ない。

②第二次世界大戦により中国に残留することを余儀なくされたという異常事態に起因する戦争損害であり、その補償の要否などは、国政全般にわたった総合的政策判断を待つてはじめて決し得るもので、立法府ないし行政府の裁量的判断に委ねられるべきものである。本件請求は主張自体が失当である。

③国家賠償法が施行された一九四七年一〇月二七日以前では、国又は公共団体の権力的作用については民法が適用されず、国の損害賠償責任は否定（国家無答責の原則）されていた。さらに、国家賠償法附則六項で「今法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による」と定め、国家賠償法それ自他の遡及適用を否定、国家無答責の法理がそのまま従前の例として適用された。原告らが主張する早期帰国実現義務及び自立支援義務の発生根拠となる国の先行行為は、国家賠償法施行前に行われたものであり、国家無答責の法理により、「違法」の根拠となる法令が存在しないので、本件請求は主張自体が失当である。

④早期帰国実現義務と自立支援義務が国に認められるとしても、国は中国残留邦人の早期帰国実現及び帰国残留邦人の生活自立支援に可能な範囲で十分な施策を講じてきたので、国に義務違反はない。

⑤本件請求は、原告の主張する国の加害行為の終了時（戦前の違法な国家政策が実施された時）から五〇年以上が経過した後になされたものであるから、損害賠償請求権は、民法七二四条後段所定の除斥期間（発生時を起点に二〇年）の経過により、既に消滅している。

\*民法七二四条「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又は法定代理人が損害及び加害者を知ったときから三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。不法行為のときから二〇年を経過したときも、同様とする」

#### 四. 各判決要旨

##### (一) 大阪訴訟 大阪地裁・大鷹一郎裁判長

##### 二〇〇五・七・六

##### ① 原告の権利・利益の侵害

敗戦前後の旧満州で孤児となり、長期の残留を余儀なくされ、中国で不当な扱いを受け、帰国後も不十分な日本語能力などに起因して、社会生活上さまざまな不利益を受け、精神的苦痛を受けたことは認められる。このような不利益を受けないことは、人格的利益として保護の対象となる法的利益はあり、そのような不利益が違法な公権力の行使によつて生じた場合は、国家賠償を請求できる。

しかし、原告が主張する「祖国日本において、日本人として人間らしく生きる権利」は、その権利内容が具体性を欠き、法的根拠を欠くので、保護の対象とは認められない。

##### ② 早期帰国義務違反

孤児となったのは、国策による旧満州への入植・国防政策の遂行という国の行為に起因するものであるから、国には帰国を希望する孤児に対して、出来るだけ早期に帰国を実現できる措置をとる責務があった。しかも、日中国交回復後は、多数の残留孤児の存在を認識し、帰国までが長期化すれば、困難がいつそう増大する恐れを予見できた上に、孤児の早期帰国を実現するための具体的施策をとり得る状況になり、その立案・実行の責務を負うと考えるのが相当。だが、国が遅延を解消するために通常期待される努力を回避したとはいえず、義務違反は認められない。

戦時死亡宣告制度を導入した「未帰還者特別措置法」は、制定経過に照らし、残留孤児の帰国妨害などの違法、不当な目的を含むものではなく、また、国が死亡宣告申立権の乱用、調査の放棄などの違法な措置を行い、帰国を妨害したと認めるに足る証拠はない。

##### ③ 自立支援義務違反

(ア)原告らの不利益は、敗戦前後の混乱の中で孤児となったもので、戦争犠牲ないしは戦争損害に属する。帰国後の社会復帰の過程での不利益に対する支援の要否及びあり方も、戦争損害に対する補償の問題である。戦争損害は、国民が等しく受忍すべきもので、被害の発生が国内又は国外のいずれであっても異なるものではない。戦争損害の補償は立法府の裁量的判断に委ねられているとするのが相当である。孤児となったことが、国家政策に起因するからといって、それを理由に国が自立支援義務を負うものとは認められない。

(イ) 国による自立支援施策の立案・実行に関して、権限の行使又は不行使が、合理性を欠き、裁量の範囲を逸脱した違法な行為があったとは認められない。

(ウ) 北朝鮮の拉致被害者支援法は、独立国家の状況下で発生した事案を対象にしており、戦争損害、戦争犠牲と同視することは出来ない。自立支援法と拉致被害者支援法とは制度目的が異なり、施策内容を単純に比較し、同列に論じることは出来ない。

(エ) 生活保障や老後保障のための特別法を制定するよう定めた憲法の明文条項は存在せず、特別法を制定しないことが不作為の違法だとは言えず、立法義務が明白に存在するとはいえない。

帰国後、日本語能力の不十分さなどからさまざまな不利益を受け、孤児の多くが生活保護により生活している実態は見過ごすことは出来ないが、特別立法を制定するかどうかは立法府の裁量権である。

#### 〔評価〕

・戦後、旧満州で孤児となり、肉体的にも精神的にも大きな苦痛を体験したことや、帰国が遅れば困難が増すことは予見できたことであり、国は早期に帰国を実現できる施策を立案・実行すべき条理上の義務があることは認められたが、「国が通常期待される努力を尽くさなかったとはいえず、義務に違反したとは認められない」と述べた。

・戦時死亡宣告制度についても、「違法、不当な目的を含むものではなく、帰国を妨害したと認めるに足る証拠はない」と国の施策を擁護した。

・孤児らの不利益は戦争損害に属し、国民が等しく受忍すべきもので、戦争損害の補償は立法府の裁量の判断に委ねられているとして、国の自立支援義務は認めなかった。

#### (二) 「兵庫訴訟」神戸地裁・橋詰均裁判長、

二〇〇六・二・二一

#### ① 発生原因の責任

政府は、傀儡国家・満州国を建国、その支配体制の確立、軍事力の充実に目的とし、一九三二年から移民を開始終戦直前まで、重要国策として大量の開拓民を、ソ連軍侵攻時に犠牲の生じやすい満州北部・東北部に住まわせた。開拓民唯一の頼りであった関東軍は半分が他所に転用され、弱体化、ソ連軍を迎え撃つ戦力を保持し得ない状態で、政府は多くの開拓民の犠牲を伴う作戦を立て、開拓民は関東軍の防戦が期待できなかった。政府は、関東軍やソ連軍の動向情報を伝えず、開拓民の避難措置も講じないうえに「根こそぎ動員」を実施、開拓民を高齢者と婦女子だけのまったく無防備な集団にしてしまった。ソ連侵攻で難民と化し、多数の日本人乳幼児・児童が親兄弟と死別・離別し、自分の意思とは無関係に、周囲の大人の判断で、命をつなぎとめるために中国人の養子にされ、長らく、中国に残留することになった。

#### ② 早期帰国義務違反

一般在留邦人を無防備な状態に置いた国の政策は、自国民の生命・身体を著しく軽視する無慈悲な政策であった。戦後政府は、これによって発生した残留孤児を救済すべき高度の政治的責任を負う

と考えなければならない。政府は、残留孤児の存在を認識していたので、後期集団引揚げ終了（一九五八年）以降も、早期帰国実現の政治責任を負っていた。

日中国交正常化までは、救済責任を果たす具体的な政策の実行は不可能であった。正常化後は、政府は残留孤児救済責任を果たす具体的政策を実行に移すことが出来るようになり、残留孤児の帰国の権利を侵害する違法な職務行為によって永住帰国が妨げられたと認められる場合は、国は国家賠償法一条に基づき損害を賠償すべき責任がある。

具体的には、(イ) 残留孤児が入国する際、外国人として扱い、留守家族の身元保証を要求する措置。これによって、身元未判明孤児と、留守家族の協力が得られない身元判明孤児の帰国の道が閉ざされた、(ロ) 帰国旅費負担の申請をする場合、戸籍謄本を提出させる措置。このため、身元未判明孤児は、事実上帰国が出来なかった、(ハ) 身元判明孤児について、留守家族の招へい理由書の提出、特別身元引受人による身元保証といった入管法には規定のない手続の履践を求める措置（一九八六年一〇月以降）の三点が違法行為である。

原告のうち一七人は(イ) ないし(ハ) の帰国制限によって永住帰国遅延を余儀なくされた。国は遅延月数一月に当たり一〇万円の慰謝料を支払う国家賠償責任を負う。ただし、提訴までに二〇年以上が経過した賠償責任は、除斥期間の経過によって法律上消滅した。

#### ③ 自立支援義務違反

孤児の大半が永住帰国時、日本社会への適用に

困難な年齢になったのは、政府の無策と帰国制限という違法な行政行為の積み重ねであり、政府は孤児が日本で自立して生活するに必要な支援策を実施すべき法的自立支援義務を負う。

北朝鮮拉致被害者は帰国後五年間、生活保護よりかなり高水準の給付金(軍身者に月額一七万円、二人世帯に二四万円、三人目からは一人三万円加算)を支給され、日本語教育やきめ細かい就労支援を受けるなど余裕を持って生活できる。孤児が自立支援を必要とする状態になったのには政府の落ち度が少なく、支援策が拉致被害者より貧弱でよいわけではない。国は帰国五年間は、孤児の生活保持を支援する法的義務がある。しかし、国は過失により帰国孤児への支援義務を怠ったというほかはなく、国家賠償法による賠償責任を負い、慰謝料は一人六〇〇万円が相当。ただし、国家賠償責任は永住帰国から五年間を経過したときから二年で除斥期間の経過により消滅する。

政府は孤児の生計維持のため生活保護とは別の継続的給付金あるいは年金制度を実施する必要があると思われるが、国会議員の立法不作為が違法と判断することは不可能で、それを前提とした国家賠償請求は理由がない。

④ 賠償責任論・消滅時効

判決で認定した損害は、日中国交正常化後の政府の違法な職務行為によるものであり、戦争損害ではない。したがって、戦争損害論で国家賠償責任を否定することは出来ない。

政府は自立支援義務を履行せず、生活基盤を不安定にし、訴訟の提起を困難にしていた。原告ら

に帰国後三年以内(民法の規定)の提訴を要求することは酷であり、消滅時効の援用は民法の信義則に反し認められない。

⑤ 損害賠償の認定

損害賠償請求については、一九七六年二月から一九九九年二月までの間に帰国した原告六五人には、総額四億六千八百六〇万円(一人当たり六六〇万円×二三六七万円)の支払いを命じ、それ以前に帰国した四人の請求は、除斥期間の経過を理由に棄却した。

(イ)「自立支援義務の懈怠」(永住帰国後五年間) 拉致被害者支援期間) から既に二〇年が経過している原告四名については、除斥期間の経過により、国は自立支援義務の懈怠を原因とする損害賠償責任を免れる。

(ロ)原告二七名は、「国交正常化後の違法措置により、帰国を制限され、永住帰国を遅延させられた」ことに基つき、帰国遅延月数一月当たり一〇万円の慰謝料の国家賠償責任がある。

(ハ)本件訴訟提起(〇四・三・三〇)第一次五七名、〇四・七・一〇第二次六名、〇五・五・二七第三次二名)の二〇年以上前の帰国遅延にかかる損害の賠償責任は、除斥期間を経過し、消滅しており、一七名中二名の請求は認められない。

〔評価〕

・国は「残留孤児の早期帰国を実現すべき政治的責務を負っていた」「孤児の帰国を制限する違法な行政行為があった」「孤児に日本社会で自立して生活できる支援策を実施する義務を怠った」と、国の責任を指摘、孤児の損害賠償請求権を認めた。

・原告の損害は、日中国交回復後の政府による違法な職務行為によるものであり、戦争損害ではない」と、国の主張を退けた。

(三)「東京訴訟」東京地裁・加藤謙一裁判長、二〇〇七・一・三〇

① 国策と孤児発生の因果関係

満州移民という国策の決定・実行や移民を置き去りにした軍の敗走など戦前の行為の政策や作戦が、孤児発生の原因になったことは歴史的事実・経過ではあるが、これらに法的賠償義務の発生根拠となる因果関係を肯定することは躊躇される。植民地政策や戦争政策は高度な政治判断に基づくものであり、司法審査の対象にはならない。戦前の国策についても例外ではない。司法審査の対象外とされるべき国の政策と孤児になったこととの因果関係の有無に法的判断を加えることが果たして相当かどうか疑問の念を禁じえない。戦前の国の政策を「先行行為」(孤児となった法的原因)として認めることは相当でない。ただ、日本政府は、先行行為によって、原告らが満州で普通の日本人として成長していけないことは予見可能だった。

② 早期帰国義務違反

原告らが早期帰国実現義務の根拠と主張する憲法、国際法・条約、法令は、いずれも国のその義務を認める根拠とはならない。原告らが普通の日本人として成長するために、早期に日本に帰国させることが出来たかどうかという「結果回避可能性」については、日中国交回復前は、早期帰国に向け

た施策の立案・実行は不可能で、国交回復後も、原告らが孤児になって二六年以上が経過し、その間中国語を母国語として習得し、中国文化を内面化しながら成人し、多くは中国人配偶者と婚姻し、独立した家族を形成し、中国社会の構成員として一定の地位を得ていた。その限りで、「日本人として人間らしく成長する権利」は既に侵害されている状態で、すなわち損害の発生という結果が生じている状態になっている。国交回復後において、結果回避可能性は存在するが、それは損害本体の発生を防ぐというより、発生してしまつた損害から派生する損害の発生を防ぐ可能性と考えられる。総合的に考慮すると、国の先行行為に基づく義務としての早期帰国実現義務があるとはいえない。

歴史的に国策で孤児になつたという見方も成り立ち、国は早期帰国実現の方策を採る義務を負担していたという主張も肯定することもまったく考えられないことではない。しかし、戦前の国家政策を現行憲法の国家観・価値観で評価し、法的判断をすることは、差し控えるべきだ。旧憲法下では、国家無答責の理論が確立していたことや原告らの被害がいわゆる戦争被害の範疇に含まれると見る余地があることを考慮すると、明確な法律上の根拠がないのに、条理を理由とした早期帰国実現義務を認めることは法的判断の枠を超え、不当。以上から、国が早期帰国の実現する法的義務を負うとは認められない。

国は孤児や親族の希望に出来る限り沿い、帰国後の日本社会への円滑な適応のため順次制度を整備し、現実に自立支援が可能な限度を考慮しながら

必要な措置を講じていると評価できる。日本語もまったく出来ず、日本の文化や生活習慣にもなれない帰国者と家族が一举に入国することになれば、かえって日本社会に定着することが困難になり、国内で混乱と厳しい批判が生じる恐れがあつた。急激、大量な帰国者の受け入れと必要な財政的措置をとることが、世論の支持を得られたかは疑問。現実に行われた入国審査や帰国支援策が行政の裁量の範囲を著しく逸脱した違法又は不当な政策と断定するのは困難。政府による帰国妨害があつたという証拠はない。

### ③ 自立支援義務違反

憲法、国際法・条約、法令、先行行為に基づく条理上の作為義務は、法的自立支援義務の根拠とはならず、国が法的な自立支援義務を負っているとは認め難い。国が現実に立案・実施したさまざまな自立支援策について、原告らに多くの不満があることは理解できる。しかし、国は法的には自立支援義務を負っておらず、これら国の政策は人道に必要かつ実行可能なものとして行われた。原告らが生活保護の支給を受けられることを考慮すると、これらの施策の立案・実行が著しく合理性を欠き、看過できないほどの損害が生じているとは認められず、国の自立支援に関する施策を違法又は著しく不当と評価することは出来ない。

### 〔評価〕

「戦争損害論」については「特殊な戦争損害といえるが、特別扱いする合理的理由はない」、「早期帰国実現義務」については「戦時中の行為に基づく賠償義務はない」、「自立支援義務」についても

「国は義務を負っていない」と、原告の請求を全面的に退ける。門前払い「判決」。

### (四) 「中国残留婦人訴訟」東京地裁・野山宏裁判長、二〇〇六・二・一五

#### ① 発生原因

一九三二〜四五年、国策により、二〇万人以上の日本人が関東軍の軍需補給の使命も帯びて、ソ連との緊張関係にある危険地帯で、難民化の危険性があつた中国東北部に農業移民した。政府は危険性の事前告知、国民保護策（避難計画など）もせずに大量の移民を送り込み、ソ連侵攻の危険が高まつた後も、移民の中止や国民保護策の立案をしなかつた。日ソ開戦後、移民は難民となり、衣食が不足する過酷な越冬生活に入り、多くの死者が出て、命を落とすか中国人の保護を受けるかの分岐点立たされ、泣く泣く中国人の嫁になつた女性もいた。日中国交回復後も、残留婦人の所在確認、帰国希望調査は行われなかつた。帰国後一年間は日本語学習のため就労を猶予し、生活保護を与えるが、その後は打ち切るなど帰国残留婦人への自立支援策も実効性がなかつた。

#### ② 早期帰国義務違反

自国民保護は政府の使命で、国は残留婦人の早期帰国を実現すべ政治的責務を負う。一九七二年の国交回復後、着手可能だつた帰国の環境整備はなされなかつた。帰国旅費の国庫負担申請権者を申請に消極的な国内親族に限定、原告らの永住帰国を妨げ、政治的責務の懈怠があつた。ただ、政治的懈怠は、国民全体に負うもので、個々の国民

との関係では看過できない著しい懈怠がない限り、国家賠償法上違法とはいえない。原告らは、一九八八年までに永住帰国しており、違法性を認めるには今一步足りない。

③自立支援義務違反

三〇年以上も日本社会から切り離され、日本語や日本の生活慣習を身につけられず、日本における労働（収入獲得）能力を失った逸失利益が発生していることが、他の戦争被害者と異なる点が長期未帰還者の特性である。国民が等しく甘受すべき戦争被害には当たらない。国には、日本語教育等による収入獲得能力の回復、逸失利益の金銭的補填の支援など補償措置を行うべき政治的責務があった。援助金支給制度の創設には立法が必要だが、今回の立法不作為が国家賠償法上違法と断じるには至らなかった。生活保護上の問題や日本語教育の貧困さを、看過できない著しい行政執行の懈怠として、国家賠償法上違法とすることも考えられるが、原告らは都営住宅が提供され、不十分ながら生活保護が支給されており、違法と評価するには、今一步足りない。

④結論

政策立案及び実施の可否は、基本的には行政の裁量的判断に委ねられる。政府の差し伸べた手が、裁量権行使の逸脱や国家賠償法上違法となる可能性は十分あったが、最終的には政策形成の可否の同法上の違法性肯定のハードルは非常に高いため、国家賠償請求訴訟としては、請求棄却とした。

〔評価〕

・自国民保護の使命から、国は残留婦人の早期帰

国を実現すべ政治的責務を負っており、早期帰国を妨げ、遅延させた国の怠慢や自立支援の不備などをほぼ全面的に認め、原告らの重大な被害と国の怠慢との因果関係を明確に認定した。しかし、「国家賠償法上違法とすることも考えられる」としながらも、国家賠償請求を認めるには「今一步足りない」「国家賠償請求のハードルは高い」というあいまいな理由で、棄却した。

・中国残留邦人は「日本語や日本の生活慣習を身につけられず、日本における労働（収入獲得）能力を失った」点を重視し、他の戦争被害者とは異なり、危険な外地に送り出し、危急時に国民保護策も講じなかった政府には、補償措置を行う政治的責務があり、生活保護とは別の援護金支給制度創設の立法の必要を指摘し、国に積極的な支援策をしている。

(五) 「徳島訴訟」徳島地裁・阿部正幸裁判長

二〇〇七・三・三三

①被侵害権利・利益

「普通の日本人として人間らしく生きる権利」は、国家賠償法上の被侵害権利・利益とは認められない。

②早期帰国義務違反

満州移民政策、開拓団に対する保護策の欠如、満州防衛の放棄、戦局悪化の情報不提供と虚偽情報提供、根こそぎ動員等一連の政府の政策が、原告らが中国に残留せざるを得ない大きな原因の一つであり、早期帰国実現義務の発生根拠と認められる。そして、遅くとも後期集団引揚げ終了時点

(一九五八年三月)では、多数の残留者がいて、残留が長期化すれば、危険な状態に陥ると予見できた。国は、帰国が遅れることによる不利益の重大性にかんがみれば、あらゆる手段を継続的に試みる政治的責務を負っていた。

しかし、日中国交正常化前は、法的な早期帰国実現義務は負わず、戦時死亡宣告制度も違法ではない。正常化後も、国は諸般の事情を考慮しながら、帰国実現に必要な政策の立案・実行を順次行ってきたっており、それらが不合理なものだったとはいえず、帰国妨害制限をしたとは言えず、早期帰国実現義務に違反したとはいえない。

③自立支援義務違反

国の先行行為は早期帰国実現義務違反の発生根拠になり得ても、長期間帰国できなかったことを理由とする自立支援義務の発生根拠にはならない。また、政府が採用した対中国外交政策による帰国遅延が危険を生じさせたとはいえず、早期帰国実現義務に違反しないばかりか、自立支援義務の発生根拠になるとはいえず、国が自立支援義務を負うとはいえない。さらに、その立案・実行が著しく合理性を欠き、法的義務違反があったとはいえない。

〔評価〕

・中国残留者が永住帰国後受けている不利益については、いわゆる戦争被害の範疇に止めることはできない、としている。

・原告請求をいずれも棄却したが、国の政治的責務を果たすよう明言した。国は、その発生原因の一つに関与した立場とともに人道上の観点から、中国残留者が困難な状況から脱却できるような限りの配慮をすべき政治的責務を負っており、国が取ってきた自立支援策の内容が十分であったと言えないのは明らかで、その責務を尽くしているとは言い難い。支援策の立案・実施には、国家財政、社会経済等の諸事情にも配慮せざるを得ないが、帰国時点で既に中高年になっていて、手厚い支援策を実施したとしても、不安のない生活基盤を築く事はできず、年金制度等の特別立法措置が必要で、国は政治的責務を果たすべく、更なる努力を尽くすことを望む。

#### (六) 「名古屋訴訟」名古屋地裁・渡辺修明裁判長

二〇〇七・三・二九

##### ①発生原因

満州移民政策と開拓民保護策の欠如という国策に起因して、孤児が創出されたと認められる。

##### ②早期帰国実現義務違反

戦後、国には国外残留を速やかに解消する実効的施策を履行すべき条理に基づく法的義務が課せられた。日本が主権回復した一九五二年末以降は、非常事態とはいえないから、国の早期帰国に向けた責務の懈怠による原告の犠牲は、いわゆる戦争損害とは解せない。しかし、具体的施策は、行政庁の相当広汎な裁量の存在を前提とする。

国交正常化前でも、相当の外交的努力を尽くし、早期帰国実現に向け為し得る施策を行った。未帰

還者特別措置法（一九五九年四月）による戦時死亡宣告の制定・運用が、恣意的で不当、不合理なものであったとは評価できないなど、国の義務違反は認められない。

正常化後は、より積極的な施策を立案・実行すべき義務が課せられたといえる。しかし、孤児の身元調査、引揚援護、帰国手続きなどの面では、各所掌官庁の裁量的判断に任される部分が多く、著しい不合理、義務違反、国家賠償法上の違法は肯認できない。

##### ③自立支援義務違反

永住帰国まで約三〇年以上経過し、日本語能力が減退、欠如しており、国においては、支援施策を講じなければ社会生活上困難をきたすことは予見し得た事であり、支援施策の立案・実施の法的義務が課せられたと解されるが、いかなる施策を立案・実施すべきかは行政庁の裁量的判断に委ねられるものといふべきである。日本語教育、就労支援、生活支援、居住地・住宅確保、生活指導、就学支援、家族生活支援などについて、総合的に考え、日本語習得施策の成果が不十分なものに止まっていることは否定できないが、社会的自立への努力を側面的に援助するものとして、著しく不合理であったとは評価できず、法的な義務違反は認められない。

拉致被害者支援法は、自立促進と失われた生活基盤の再建を目的にしているが、原告等が求める請求は、帰国後生じた人格的損害の補償だけであり、同一線上で比較対照するのは相当でない。

〔評価〕

・早期帰国実現、自立支援義務を法的義務と認めながら、大幅に国の裁量的判断を認め、当時の状況下では著しく不合理はなかったとして、国の不作為をすべて正当化した。

「中国残留孤児国家賠償請求訴訟」は、全国一五地方裁判所に提訴され、裁判が続けられています。第一審判決は、大阪、神戸、東京、徳島、名古屋、広島、高知、札幌で言い渡されています。それぞれ、内容、ニュアンスはさまざまですが、結論としては「一勝七敗」といえます。でも、訴訟の目的であった「政治解決」を実現することができ、各法廷で原告の残留孤児の皆さんが必死に訴え続けたことが、この成果につながったのだと確信します。

#### (七) 「広島訴訟」広島地裁・坂本倫城裁判長

二〇〇七・四・二五

##### ①被侵害利益、責任原因

「日本人としての幸福を追求及び日本国内での人格を形成発展させる権利」は、不法行為法上の被侵害利益とはできない。国策として満州に入植させた上、戦局悪化で危害が及ぶ恐れを熟知しながら、保護策を講じなかった先行行為が認められる。ソ連軍侵攻が要因として挙げられるが、これをもって国の先行行為が否定されることはない。

##### ②早期帰国実現義務違反

終戦直後から、国は、中国東北部に相当数の日本人残留孤児が存在することを認識し、放置し続けると、生命・身体等の危険のあることは見やすい道理であり、早急に帰国させる措置をとる政治的



責務があった。

後期集団引揚げ終了及び日中国交正常化の前は、個別に孤児の所在等を把握することが困難で、法的な義務違反があったとはいえない。正常化後は、環境が大きく好転し、早期帰国を実現すべき高度の政治的責務が負っていたといえる。さまざまな調査究明、帰国旅費の支給拡充などの施策が採られ、事後的に見てより優れた方途があったといえるかは別にして、義務違反は認められない。

③生活自立援助義務違反

原告請求は、戦争損害ないし戦争犠牲の補償を求めるに等しく、補償の要否及びあり方は、国政全般にわたる総合的政策判断を待って決し得るもので、施策の具体化には、複雑多様、高度な専門技術的考察に基づく政策的判断が必要となる。中国残留孤児には、日中国交正常化前からもその時々の状況に応じ、生活支援に必要と思われる措置が採られており、それらが、著しく合理性を欠いたり、明らかに裁量を逸脱・濫用したとは認められず、法的義務に違反し、違法の瑕疵を帯びるものではない。

北朝鮮拉致被害者に対する支援との差異は、立法府の総合的政策判断に立った広範な裁量によるもので、これによって残留孤児への施策が、合理性を欠き、裁量の逸脱・濫用にはならない。

〔評価〕

・国の「義務」を認めながらも、具体的施策に対する判断は全面的に「立法府の裁量」に逃げ込み、不合理、逸脱、濫用を否定し、義務違反を否認するパターンの典型。

・戦後補償訴訟の”法の壁“になっている「国家無答責」の法理の立場。「国家賠償法施行前の先行行為に基づく損害の賠償責任を肯定したとしてもそれはあくまでも国家賠償法施行後の不作為という行為の責任を肯定したに過ぎず、何ら国家賠償法附則六項（この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による）の趣旨に反しない」と判示。さらに、いわゆる「戦争損害論」を採用。

（八）「高知訴訟」高知地裁・新谷晋司裁判長

二〇〇七・六・一五

①先行行為

満州への農業移民は、潜在的な軍人ないしそれに準ずるものとして、有事の際の国防の一翼をになわせる目的で送出したという先行行為を認めるのが相当。

①早期帰国実現義務

早期帰国実現義務には、「召還義務」「国籍調査義務」「所在確認義務」がある。先行行為に対応する法的義務として、ポツダム宣言受諾以降、負っている認められる。日本までの旅費を提供しなかったこと、残留邦人が旅費申請できるように講じなかったことなどから、召還義務を果たしておらず、違法。

「国籍調査義務」は召還義務履行に付随するものだが、国は、そのような調査をしたことも、そのような制度を構想構築したこともなく、義務を果たしたとは到底言えず、さらに、中国残留邦人に対して入管法及び外国人登録法を形式的に適用

したことは、違法。

「所在調査義務」は認めるが、国は国内外で可能な範囲で所在調査は行っており、義務違反はない。

②自立支援義務

「普通の日本人として人間らしく生きる権利」は、曖昧且つ漠然とした概念で、法的権利と把握するのは困難。さらに、原告らの主張する「自立支援義務」は、召還・国籍調査義務違反という不法行為によってもたらされた損害から原状回復するための救済手段であり、それは金銭賠償によることが原則で、原告が求める自立支援義務の内容は不明確で、法的義務としての作為義務があるとは認められない。

③消滅時効

国の義務違反により永住帰国が遅延したことを理由とする国家賠償請求権は、損害及び加害者を認識した永住帰国の日から三年が経過しており、消滅時効が完成している。消滅時効の援用は、特段の事情がない限り、信義則に反し又は権利の濫用には当たらない。

〔評価〕

・国の早期帰国実現義務について、これまでの判決が「義務」を認めながら、「違反はなかった」としたのに対し、「義務違反」（違法）を認めた点で、一歩踏み込んだ判決。

・裁判長は判決言い渡し後、「時効という制度がある以上、司法救済には限界がある。立法、行政での時効撤廃は可能だ」と異例の付言を行い、国の違法行為を根拠とした控訴審での和解や政治的解決を強く促した。

(九) 「北海道訴訟」札幌地裁・笠井勝彦裁判長

二〇〇七・六・一五

① 先行行為

満州移民政策、その後の民間人保護策を講じなかったことなど一連の国の施策は、高度に政治的判断に基づくもので、司法判断は及ばない。

② 早期帰国実現義務

憲法、国際法、諸法令、条理のいずれも国の義務を認める根拠とはならない。先行行為に基づく作為義務違反による早期帰国実現義務違反も認められない。作為義務を認める要件である結果回避可能性もない。

③ 自立支援義務

先行行為に基づく作為義務は認めるが、作為又は不作為行為は裁量の範囲に止まり、国の採用した施策や制度等に裁量の逸脱はない  
 「評価」極めて非情、冷酷な判決。

五. 要約・各判決の判断比較

	<大阪地裁>	<神戸地裁>	<東京地裁>	<残留婦人>	<徳島地裁>
戦争損害論	孤児の被害は戦争被害に属し、同被害は国民が等しく受忍しなければならず、その補償は行政府、立法府の裁量	孤児の被害は日中国交回復後、政府が早期救済の責任を果たさなかった結果で、いわゆる「戦争被害」ではない	特殊な戦争被害といえるが、国民が等しく受忍すべき損害の程度を超えているかは不明で、特別扱いする合理的な理由はない	青少年期に日本語や生活習慣から切り離され、日本での労働能力を失い、他の戦争被害者とは異なる特性がある	中国残留者の不利益は戦争被害の範疇に止まるとはいえない
早期帰国実現義務	国には孤児の早期帰国を図る義務はあったが、努力を尽くさなかったとは言えず、国に義務違反はない	帰国に日本の親族の身元保証を求めるなどの制限措置をとり、帰国実現が遅れたのは根拠の違法な行政行為のため	明確な法律上の根拠がないのに、移民など戦争中の行為に基づく条理を理由に国に早期帰国実現義務があるとは認められない	国は早期帰国実現の政治的責務を負うのに、帰国実現の環境整備を怠ったが国家賠償法上の違法は認められない、	先行行為による義務は発生するが、帰国実現政策を順次行い、その政策に不合理はなく、義務違反はない
自立支援義務	孤児の被害は戦争損害であるから、国に自立支援義務はない。拉致被害者は戦争の損害と同視できない	国は孤児の自立支援義務を負っており、拉致被害者と比べても、その支援策は貧弱である	原告らに多くの不満があることは理解できるが、国は法的には、自立支援義務を負ってはいない	逸失利益が発生、国は補償措置をすべき政治的責務があるが、国家賠償法上今一歩足りない	支援義務は負っておらず、支援政策の立案・実行にも違法はない。しかし、内容は充分でなく、特別立法が必要
消滅時効	(国の法的責任を認めなかったため、判断は示さず)	原告に帰国3年以内の提訴を要求するのは困難で、国の消滅時効の援用は民法の信義則に反し、許されない	(国の法的責任を認めなかったため、判断は示さず)		判断せず

	<名古屋地裁>	<広島地裁>	<高知地裁>	<札幌地裁>
戦争損害論	日本の主権回復後、国の責務懈怠に伴う損害、帰国後発生犠牲は、戦争犠牲・損害には該当しない	戦争損害・犠牲の補償請求に等しく、補償の要否などは、国政全般の総合的政策判断によってなされる	満州農業移民は、有事の際に国防の一翼とする目的。国には、この先行国に対応する法的責任が認められる	満州移民等一連の国の施策は、高度の政治的判断で、司法判断は及ばない
早期帰国実現義務	孤児発生が国策に起因し、在外自国民保護の責務から、国に義務は課せられたが、具体的施策は行政庁の裁量。不合理・違法はない。	日中国交正常化後は、高度の政治的責務を負ったが、さまざまな形態で採られた施策に義務違反はない	敗戦以降の召還義務、国籍調査義務があり、国には義務違反があり、違法	法的義務の根拠はない。先行行為による義務違反も認められない
自立支援義務	社会生活上の困難が予見でき、支援義務は課せられたが、行政庁の裁量。不十分な面はあったが、義務違反は認められない	戦争損害・犠牲の請求であり、国の裁量。必要な支援策は採られ、不合理で裁量の逸脱・濫用はなく、義務違反はない	法的権利とは認められない	先行行為による作為義務は認めるが、裁量の範囲であり、施策や制度に逸脱はなく、義務違反は認められない
消滅時効	判断せず	国家賠償法施行以前の先行行為に基づく損害の賠償責任は認められない	消滅時効が完成。援用は、信義則に反し、権利濫用には当たらない	判断せず

## 六．賠償責任・時効（民法の除斥期間）

原告・残留孤児側は、第二次世界大戦によりこうむった被害一般の戦後補償を求めているものではなく、昭和三年（一九五八）七月の引揚げ事業打ち切りから現在に至るまでの国の継続的な不作為の違法行為による損害賠償を求めているのである。その違法行為は終了しておらず、損害は確定していないから、民法七二四条後段所定の除斥期間の起算点はまだ到来しておらず、損害賠償請求権は消滅していない。

被告・国側は、国家賠償法が昭和二年（一九四七）一〇月二七日施行される前においては、国又は公共団体の権力的作用については、民法の適用はなく、損害賠償責任は否定され（国家無答責の原則）、国家賠償法附則六項が「この法律施行前の行為に基づく損害については、従前の例による」と定め、国家賠償法の遡及適用を否定するのみならず、それまで採用されていた国家無答責の法理がそのまま適用されるとした。早期帰国義務及び自立支援義務の発生根拠となる国の先行行為は、国家賠償法施行前に行われたことで、国家無答責の法理により、「違法」と評価する根拠となる法令が存在しないから、請求自体失当である、と主張。

判決は、本件請求は、原告が主張する国の加害行為（国の戦前の違法な国家政策が実施された時）から五〇年以上経過した後になされたものであり、その損害の全部又は一部が発生した時（終戦間際ないし直後の混乱の中で帰国を果たすことが出来ず、長期間にわたり中国で生活せざるを得ない状

態になった時)からでも、同様に五〇年以上が経過したものである。すなわち、原告らの国に対する損害賠償請求権が仮に発生したとしても、すでに消滅しているから、国家賠償法施行前の行為に基づく請求は失当(同法附則六条)である。(以上、大阪判決)

「国家無答責」の法理は旧憲法下では、国の公権力行使で個人に損害が発生しても、国は民事上の賠償責任を負わないとする考え方。一連の戦後補償訴訟などで、国が主張。現行憲法では国家賠償法などで請求権が認められている。ただし、国家賠償法附則六項で「この法律施行前の行為に基づく損害については、従前の例(国家無答責)による」と定め、国家賠償法の遡及適用を否定。

「消滅時効」民法第三節は権利を行使しない状態が、一定期間継続したため、その権利が消滅する制度。その期間は①債権が一〇年②債権以外の財産権が二〇年。

「除斥期間」消滅時効同様、権利の行使を一定期間(二〇年)に制限し、この期間以後は権利の行使が出来ないとする制度。消滅時効との違いは、「時効の中断」がないこと。

民法上の権利行使は永遠には出来ず、一定期間内に制限されるという考え方。不法行為を受けた被害者が、賠償請求をしないであると、二〇年で自動的に請求権が消滅する。当事者の主張で起算点が変わったり、事情によって中断されたりすることがある時効とは区別される。最高裁は一九九八年、「正義、公平の理念に著しく反する場合には、除斥期間を適用しない」との見解を示した。

## 七. 帰国残留孤児の現状

(一) 永住帰国者(日中国交回復一九七二年以降二五〇七人)と二世は、帰国後六ヶ月間、埼玉県所沢市(一九八四・二)と大阪市にある「中国帰国者定着促進センター」で、宿泊施設の提供を受けて、基礎的日本語や生活習慣を学ぶ。そして、就職相談や身元引受人の斡旋を受ける。

その後八ヶ月間は、東京、大阪など全国一二都道府県に設けられた通所施設「中国帰国者自立研修センター」(一九八八年から設置)で、日本語指導、就労相談を受け付ける。近くにセンターがない場合は、都道府県が委託する自立指導員から同様の指導、相談を受けることが出来る。日本語研修などは最長五年間まで再研修できる。

また、二〇〇一年一月東京と大阪に、二〇〇四年六月福岡に「中国帰国者支援・交流センター」を設け、帰国四年目以降の人を対象に、日本語学習などの継続支援を行っている。

(二) 永住帰国者本人(一八歳以上)には、一時金約三二万円の自立支度金を支給。(長野県は、二〇〇四年から月額三万円の給付金を独自に支給している)

(三) 国民年金は、中国で暮らした期間を保険料免除期間(一九九六年国民年金特別措置)としていたが、算出時には、三分の一(国庫負担分)しか計算されない。中国居住期間は未払い期間とされ、掛け金なしで、受給額は月額二二〇〇〇円、満額の六万六〇〇〇円を受給するためには、多額の追納金を支払う必要がある。

(四) 厚労省調査では、二〇〇三年三月までの永住帰国者の五二・四%が年金受給者で、受給年金額は、年額三六万円未満が五一・二%、三六万円以上六〇万円未満が二五・一%。帰国者の四分三が、月額五万円未満の年金だった。

(五) 生活保護受給者(夫婦二人で月額一〇万五千円)は、二〇〇三年度厚労省調査ではその六一・四%が、二〇〇六年弁護士調査では、七〇%超(受給経緯者を含むと八六%)だった(同年代の日本人の受給率は、一・二%)。帰国ピーク時の一九八七、八年より以前の帰国者の受給率は約三〇%なのに、一九九〇年以降の帰国者では八〇%を超えており、帰国時期が遅いほど生活保護受給率は高くなり、帰国時五五歳以上の帰国者は約九〇%が受給。

(六) 神戸大・浅野慎一教授の兵庫訴訟原告団(六五人、平均年齢六六歳)に対する調査(二〇〇六年)では、日本語の読み書きは「ほとんど出来ない」七五%、「日常生活に困る」二〇%、無職は八四%

## 八. 原告団の全面解決要求

(一) 責任の明確化と謝罪

イ、早期帰国のための施策をとらず「残留孤児」を中国に放置し、帰国後も十分な支援策を立案実施しなかったことの責任を認めること  
ロ、その結果、「残留孤児」に多大な犠牲を強いたことに謝罪すること

(二) 生活保障、生活支援

イ、「自立支援法」を改正し、国の責任で「残留

孤児」の生活を保障する旨明記すること

ロ、「残留孤児」の生活保障のため、「残留孤児」を対象にした新たな給付金制度を創設すること。「残留孤児」が死亡した場合には、遺族年金として、配偶者に継承させること

ハ、「残留孤児」が地域で孤立することなく、また安心して医療を受け、住宅を確保できるように、生活全般にわたる支援制度を整備すること

ニ、都道府県に二ヶ所の日本語教育を受けようとする者の出来る機関を設置すること

ホ、働く意欲と能力のある者に労働の場を保障すること

(三) 二世・三世対策

イ、就学・就労を支援すること

ロ、住宅確保を支援すること

ハ、国籍取得、在留資格の付与を容易にすること。特に国籍法附則第五条を改正し、女性孤児の子の国籍取得を容易にすること

ニ、日本語教育の支援を充実すること

ホ、安易に送還を行わず、残留孤児の家族であることに十分配慮すること

(四) 歴史的検証・啓発活動

イ、満州移民政策や引揚げ政策について歴史的に検証すること

ロ、「残留孤児」が生まれた歴史を教育の場で教えること

(五) 損害賠償

イ、国の政策によって「残留孤児」が受けた損害を賠償すること

ロ、訴訟遂行費用を支払うこと

(六) 定期協議

イ、「残留孤児」問題の抜本的解決のため、原告団・弁護士・厚生労働大臣が定期的協議する場を設けること

(七) 関連事項

イ、「残留婦人」にも同等の支援策を行うこと  
ロ、在中国「残留孤児」について、家族を分断することなく、希望する者の早期帰国を図るなど、適切な施策をとること  
ハ、「残留孤児」の養父母について、国として、謝恩の事業など適切な施策をとること

九. 判決を受けての政治的動き

二〇〇五・七・二〇〇〇大阪地裁判決を受けて、自民、公明両党政策責任者会議が、永住帰国残留孤児への新たな自立支援策を検討することで合意。プロジェクトチームを設置、給付金新設などの具体策をまとめ、二〇〇六年度予算で実現を目指す。

チーム提案の新給付制度

①六〇歳に達した翌月から単身者には「帰国者老齢給付金」月額一三万円支給

②配偶者加算として五万円支給

二〇〇五・七・二〇〇〇超党派議員連盟「中国残留孤児を支援する国会議員の会」(世話人・中谷元衆院議員ら、六〇名)発足。秋の臨時国会での支援策の議員立法を目指す方針を確認。中谷議員は、孤児一人当たり月額二万円を支給する法案の骨子を説明。

二〇〇六・一・二一〇〇神戸地裁判決を受けて、安倍首相は「国としてきめ細かい支援をして行かね

ばならない」と語る。

二〇〇七・一・三〇〇〇東京判決後、安倍首相は、永住帰国した中国残留孤児に対する新たな生活支援制度策定に向け、柳沢厚労相と中川自民党政調会長に具体案を検討するよう指示。首相は「法律や裁判とは別に、在留邦人は既に高齢で日本語も不自由な方が多く、新たに仕事を持つのは困難だ。いままでの支援では不十分だと思う。孤児らが困っているのは事実だ。どのような対応がいいのか最終的詰めが必要だ。戦後の残った問題であれば、支援措置を考えて行く必要がある」と述べた。

二〇〇七・一〇〇〇厚労省は新年度事業で「中国帰国者あんしん生活支援計画」として、〇七年度予算案に、従来の帰国支援や肉親調査に加え、孤児や子ども、孫の日本語教育、就労支援、生活相談の強化、中国残留孤児の生活保護対象者について中国渡航期間中の生活扶助費支給や渡航費の収入認定除外などの支援措置を盛り込んだ。〇七年度孤児関連予算を〇六年度当初予算より二億五〇〇〇万円多い一七億八〇〇〇万を、計上、一一年ぶりの増額となった。しかし、新たな生活保障制度創設には「空襲被害者、シベリア抑留者など戦争被害者はほかにもおり、孤児には軍人のように国との雇用関係があるわけではない。支給の根拠がない」との立場を崩していない。

二〇〇七・一・三一〇〇安倍首相、中国残留孤児訴訟東京原告団代表七人と面会、「厚労相に新たな対応策を指示した」と、支援策拡充を約束した。  
二〇〇七・六・一〇〇〇「与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチーム」(座長・野田毅元自治相)、

残留孤児支援策案を決定。

二〇〇七・七・八〇中国残留孤児訴訟の原告・弁護団、与党P.Tの支援策案を決定。支援策は次の通り。

「終戦直前、ソ連参戦により、国策として旧満州に居住していた開拓団の人々は、未曾有の恐怖と混乱に襲われ、飢餓、疫病など筆舌に尽くしがたい逃避行を強いられ、その中で多くの幼子たちが、肉親と離れ離れになり、中国に取り残された。彼等は、祖国への切なる思いを抱きつつも、その後引揚げも順調でなく、残留を余儀なくされ帰国が遅れた人が多かった。帰国後は日本語が出来ず、安定した職も得られず、日常生活に多くの支障を来たし、老後生活の安定や備えが出来ていない。

これまで、政府においても自立支援策を講じてきたが、残念ながら十分な成果を挙げたとはいえない。残留邦人が辿った苦難の道とその窮状を考へる時、手をこまねいていることは出来ない。人間としての尊厳と老後生活の安定を柱として、中国残留邦人が直面している特別の苦難に対し、特別の措置を講じることにより、「日本に帰って良かった」と思えるよう、支援策を検討してきた。今回、全国で提起されている訴訟の目的が達成され、終結することを期待し、訴訟費用は中国残留邦人が負担したくてよいよう立法措置をする。新たな支援策の財政措置は、来年度（二〇〇八年度）予算に計上する。長きにわたって中国残留邦人を支援してきた弁護団、関係者に敬意を表する。（以上概要）

（一）中国残留邦人の最大不安である老後生活の

基盤整備を図ることが急務である。そのために、基礎年金についてその満額が受給できるように必要な措置を講ずる。帰国前の公的年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認め、追納に必要な額は国が負担することにより、老齢基礎年金の満額支給を実現する。なお、既に老齢基礎年金の保険料を自ら拠出した者については、拠出相当額が本人の手元に残るような措置を講ずる。

（二）基礎年金を満額支給してもなお生活支援に必要なケースがあり、生活保護とは別途の給付金制度をつくる。その際、生活費のみならず、住宅費用、医療費、介護費用なども世帯状況に応じて対応できる制度にする。具体的には、老齢基礎年金を受給しても生活の安定が図られない者に対し、これを補完する生活支援を行う。ただし、中国残留邦人にとって極力制約があると感じられることがないよう最大限配慮する為、以下の措置を講じる。

#### ① 給付の水準

老齢基礎年金の満額支給と合わせて、現行生活水準よりも実質的な収入が増加するよう、収入認定に当り、老齢基礎年金の満額（六六万円）を除外する。また、厚生年金の報酬比例部分や勤労収入など其他収入については、その三割を除外する

#### ② 運用上の配慮

イ、給付金の給付の運用に際しては、以下の措置を講じる。

- ・中国残留邦人に理解が深く、中国語のできる「支援相談員」を配置し、支給手続等に当たらせる。
- ・行政の介入を減らし、収入申告書は原則年一

回とする。

- ・中国残留邦人一世には、就労勧奨をしない。
- ・生計を別にする二世、三世には、原則扶養照会をしない。

- ・渡航期間中も、給付金を継続支給。
- ・養父母の見舞い、墓参等の渡航費に係る収入は、認定外。

ロ、今回手元に残ることになる既拠出の老齢基礎年金保険料相当額は、収入認定しない。預貯金として保有できる。

ハ、給付金受給の中国残留邦人が死亡した場合、配偶者に引き続き給付金を給付する。

ニ、生活保護を受給している場合、改めて資産調査等を行うことなく自動的に給付金を受給できる。

ホ、子と同居していることを理由に、給付金の支給が受けられないことがないようにする。

ヘ、これ等以外の給付の運用は、生活保護の運用を準用するが、中国残留邦人の尊厳を傷つけないよう配慮する。

・公的年金等及び給付金を原初として預貯金は保有できる。

・資産価値が五〇〇万円未満の不動産は保有できる。

・個別のニーズに応じ、住宅費や医療費のみ支給される場合もある。

（三）中国残留邦人問題が生じた経緯や遭遇した困難等について国民に十分な理解を得るため、普及啓発と広報活動及び新たな支援策のPRを実施する。

（四）必要な日本語教育、二・三世の就労支援、住宅

対策等についても、これまでの政策視点を改め、地域福祉の視点に立って、積極的に取組む。

・地域における日本語修得支援、地域で生き活きと暮らすための仕組みづくり。

・入院や通院、介護施設等の利用の際の通訳派遣

・日本語修得が不十分な二・三世の就労支援。

・終生にわたる公営住宅の優先斡旋など良質

住環境の整備。

二〇〇七・一一・二八 〓 「新支援法」成立

## 一〇〇．「戦後補償裁判」に司法決着

### — 最高裁判決

「中国残留孤児国家賠償請求訴訟」は、言われているところの「戦後補償裁判」に含まれるのかどうか分かりませんが、私は同列扱いで問題はないと思っています。原告は外国人と日本人との違いはありませんが、太平洋戦争での被害ということ、被告が国であるということでは、全く同一のものです。国がその責任回避のために持ち出す「論拠」も、また同じです。そして、この四月、これら数々の「戦後補償裁判」の運命を決定づける最高裁判例が下されました。

出典のみの記載など未整理・未精査・未確認等の部分や欠落事項もあり、私としては今後の作業を残していますが、今回がタイムミングだと考え、とりあえず「参考になれば」と思い、手元のメモを紹介させてもらいます。

最高裁第一、二、三小法廷は二〇〇七・四・二七、

西松建設強制連行訴訟をはじめ、劉連仁訴訟、第一次、第二次慰安婦訴訟、強制連行福岡第一次訴訟の計五件の中国人関係の「戦後補償裁判」で、「一九七二年の日中共同声明により、中国人個人は日本に対して戦争被害について裁判上、損害賠償はできなくなった」との初判断を示し、すべて原告の請求を棄却した。

戦後補償訴訟ではこれまでに約三五五件の最高裁判決が出ているが、日華平和条約・日中共同声明のいずれかで中国人個人の請求権が放棄されたか否かについて、最高裁は判断を示さなかった。一九九〇年代から本格化し、今も数十件が係争中の戦後補償訴訟に、司法での事実上の決着が付けられ、戦後補償訴訟全体に決定的な影響を与えることになった。

日華平和条約（一九五二年、中華民国）日中共同声明（一九七二年、中華人民共和国）の解釈が争点となった西松建設強制連行訴訟。共同声明は、「中華人民共和国政府は日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」と宣言しているが、他の平和条約のように「個人の」という文言が入っていないため、個人の請求権まで放棄されたのか否かはあいまいだった。

広島高裁は「日中共同声明には、①中国『国民』が請求権を放棄するとは明示されていない②国民の請求権は、国民固有のものであり国家が放棄することはできない③中国政府内には『共同声明で放棄したのは国家間賠償であって、個人の賠償は含まれず、補償請求は国民の権利であり、政府は干渉すべきではない』という意見もあり、統一し

ているわけではない」として、個人の請求権は認めた。

これに対し、この最高裁判決は、先ず一九五一年締結のサンフランシスコ平和条約が「日本と連合国の各国は、個別に戦争賠償の取り決めた後は、個人の賠償請求権を含め、戦争で生じたすべての請求権を日本と連合国側が互いに放棄することになっており、日本と各国の戦争賠償の処理の枠組みを定めたものと指摘した上で、「日中共同声明もサンフランシスコ平和条約と同じ枠組みで締結された」として、個人の賠償請求権は放棄されたものと結論付けた。

さらに、他の小法廷の「第一、第二次慰安婦訴訟」でも、同様の理由で原告の上告を棄却した。また、「劉連仁事件」「強制連行福岡第二次訴訟」についても、実質的判断を示さずに、書面決定によって、原告請求を退けた。

外国人を原告とする戦後賠償訴訟は、二〇〇七・二までに約一〇〇件を提起されているが、現在も係争中は中国人約二〇件、韓国人約一〇件で、その他はすべて原告敗訴が確定している。韓国との間では、一九六五年の日韓請求権協定で、個人の請求権放棄が明記してあることから、「個人請求権はない」という最高裁判決（一九九九年）が既に出ており、今回、中国人個人の請求権も否定されたことで、戦後補償裁判全体に大きな区切りが付けられた形になった。

この「請求権放棄論」が初めて示されたのは、二〇〇五・三・一八の第二次慰安婦訴訟の東京高裁判決で、日華平和条約による中国国民の請求権放

棄が判示された。それまで、戦後補償裁判では、国の責任を否定する根拠として「除斥期間」や「国家無答責」を適用する判断が示され、所謂「法の壁」が請求却下の理由とされてきた。この段階では、当然「個人請求権はある」ことが前提になっていた。

ところが、一九九八年以降、「除斥期間」や「国家無答責」の適用に対して、「正義に反する」として、請求を認める判決が出されるようになり、国側が二〇〇一年ごろから新たに持ち出したのが、この「請求権放棄論」であった。

最高裁判決は、強制連行や強制労働の事実を認め「原告等被害者が被った精神的・肉体的苦痛はきわめて大きかった一方、企業は強制労働で利潤を得ており、原告等被害者の救済に努力することを期待する」、そして、賠償請求権についても「裁判上行使できなくなっただけで、完全に消滅したわけではない」とも述べ、何らかの形で救済を促している。

### ◇戦後補償・賠償裁判判決例メモ◇

〔判タ〕判例タイムズ、判時判例時報、訟月  
Ⅱ訟務月報

#### ▽シベリア抑留訴訟

- 一九八九・四・一八東京地裁
- 一九九三・三・二五東京高裁
- 一九九七・三・一三最高裁一小判タ七〇三号p六
- 三、判タ八一一号p七六、判タ九四六号p七〇

#### ▽台湾人元軍人・軍事・軍属戦死傷補償請求訴訟

訟

一九九二・四・二八最高裁三小判補償は政府間交渉で解決すべきものとして、請求棄却、判タ七八七号p五八

#### ▽従軍慰安婦・女子勤労挺身隊員等関連訴訟

- ① 一九九六・三・二五東京地裁、一九九八・八・三〇東京高裁判時一五九七号p一〇二、判時一七〇四号p五四
- ② 一九九六・七・二四富山地裁、一九九八・二・二二一名古屋高裁金沢支部判タ九四一號p一八三、判タ一〇四六号p一六一
- ③ 一九九八・一〇・九東京地裁、二〇〇〇・二・二二東京高裁判タ一〇二九号p九六、判タ一〇六六号p一九一
- ④ 一九九八・二・一三〇東京地裁、二〇〇一・二・〇二東京高裁判タ九九一號p二六二、判タ一〇七二号p八八

#### ⑤関金元慰安婦訴訟

- 一九九八・四・二七山口地裁下関支部判国の賠償責任を認める、判時一六四二号p二四
- 二〇〇一・三・二九広島高裁判国の責任否定、上告棄却・上告不受理(敗訴)、判タ一〇八一号p九一
- ⑥ 二〇〇〇・一・二七静岡地裁判タ一〇六七号p一七三
- ⑦ 二〇〇三・四・二四東京地裁判タ一一二七号p二八一
- ⑧ 二〇〇三・七・二二東京高裁、二〇〇四・二・二二最高裁一小判時一八四三号p三二、判タ一一七〇号p一四四、判タ一一二七号p二八一

#### ⑨中国人「慰安婦」訴訟

- 〔第二次〕(日本軍に性的暴力を受けた中国人女性

二名が、日本政府に賠償と謝罪を請求)

二〇〇五・三・一八東京高裁判国の賠償義務は認めしたが、中華民国(台湾)との平和条約で、賠償請求権は放棄され、除斥期間の経過で請求権は消滅。国家無答責については「公権力の行使ではない」として、適用を退けた。

二〇〇七・四・二七最高裁日華平和条約により、個人請求権否認、敗訴確定。

#### ⑩海南島戦時性暴力被害事件訴訟(戦時中中国南端の海南島で、旧日本軍の慰安婦にされたとして、同島在住中国人女性八人が、国に対し一人当たり二三〇〇万円、総額一億八四〇〇万円の損害賠償と謝罪を求めた訴訟。一九四一〜四五年、一四〜一八歳のとき拉致されるなどして慰安所に監禁され、連日性的暴力を受けた)

二〇〇六・八・三〇東京地裁判旧日本軍による女性らへの監禁や暴行などを認定。その上で「国家賠償法施行前で、請求権はない。仮にあったとしても除斥期間が経過しており、消滅した」と判示。

\*中国、台湾、韓国、フィリピンなどの元慰安婦が起こした戦後補償裁判は一九九〇年代以降一〇件あるが、被害の事実認定しつつも、除斥期間などで請求を棄却する判決が大半で、七件で原告敗訴確定、二件が原告上告中、本件が最後の一審。

#### ▽韓国人・朝鮮人BC級戦犯者補償請求訴訟

- 一九九六・九・九東京地裁、一九九八・七・二三東京高裁、一九九八・二・二〇最高裁一小判「補償は立法府の裁量」として請求棄却、判時一六〇〇号p三、判時一六四七号p三九、訟月四七七号p一七八七



▽韓国人強制徴兵徴用者等補償請求訴訟

一九九七・二・二長崎地裁Ⅱ判タ九七九号p二二四

▽カナダ在留邦人在外財産補償請求訴訟

一九六八・二・二七最高裁大Ⅱ判タ二二九号p一〇〇

▽七三二・南京虐殺・無差別爆撃事件訴訟

一九九九・九・二二東京地裁Ⅱ国家無答責の法理を理由に原告請求を棄却、判タ一〇二八号p九二

▽平頂山事件訴訟(一九三・一九、日本軍が中国

東北部(旧満州)撫順市平頂山の三〇〇〇人とも言われる住民を虐殺したとされる事件の生存者三人が、日本政府に謝罪と賠償を求めたもの)

二〇〇五・五・一三東京高裁Ⅱ国家無答責の法理を適用した一審判決を支持、請求棄却

▽旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾被害事件訴訟(旧

日本軍が敗戦時に中国各地に埋めた化学兵器によって、現地住民が身に深刻な被害を受ける事件が、一九七〇年代から頻発し、特に二〇〇三年八月黒龍江省チチハル市、二〇〇四年吉林省敦化市で起きた事故では、若い世代や子どもが被害を受けた。被害者は、皮膚の腐敗と痛み、激しい咳、

神経の障害、体力・視力・免疫力の低下、などさまざまな症状に苦しみ、仕事や就学が不可能になり、さらに高額の治療費負担のため生活も困難な状況にある。民間募金でこうした被害者を支えようと「化学兵器CAREみらい基金」運動が始まっている)

二〇〇三・九・二九・東京地裁Ⅱ判タ一一四〇号p三〇

▽中国人強制連行・強制労働事件訴訟(戦争末期、日本国内の労働力不足を補うため、日本政府

が国策として、約四万人の中国人を強制連行。三五企業、一三五事業所で、重労働と劣悪な待遇、日本人による虐待などで六八〇〇人が死亡。被害者

者と遺族が、日本政府と企業を相手に謝罪と賠償を求めて、計一四件提訴。東京一次・劉連仁、同二次、長野、京都、新潟・港湾、北海道、福岡一次、同二次、群馬、宮崎、嶺南、山形、広島・西松

①「花岡事件」訴訟(秋田県鹿島組花岡出張所に強制連行された中国人が、劣悪な待遇、過酷な労働に耐えかねて蜂起し、多数の犠牲者を出した「花岡事件」をめぐって、生存者・遺族一名が、鹿島

Ⅱ旧鹿島組Ⅱを相手取り、一人五五〇万円の損害賠償請求

二〇〇〇・二・二九東京高裁Ⅱ鹿島が基金五億円を寄託し、救済を行うことで和解成立。事件発生から五年、提訴から五年を経ての全面決着

②劉連仁事件(東京第一次)

二〇〇一・七・二二東京地裁Ⅱ原告の賠償請求権を認め、国に謝罪を命じた。「除斥」について「正義・公平の理念」を理由に適用を制限、判タ一〇六七号p一一九

二〇〇五・六・二三東京高裁Ⅱ国の責任否定、劉連仁さんが戦時日本に強制連行され、北海道の炭鉱で強制労働に従事させられ、一三年間逃亡を余儀なくされた事実を認め、それが国の救護義務違反であること、また、国が外務省報告書などの証拠を隠滅し、事実を隠した不正も認定。しかし、

戦後成立した国家賠償法による「相互保証」は適用がないこと、除斥期間(不法行為から一定期間経過すると賠償請求権が消滅する)が経過しているという理由で、被害者の賠償請求権は認めず、

一審判決を取り消し、原告請求を棄却、判時一九〇四号p八三

二〇〇七・四・二七最高裁Ⅱ日中共同声明による個人の賠償請求権否認、敗訴確定。

③福岡訴訟(戦時中、福岡の炭鉱に強制連行され、過酷な労働に従事させられたとして、中国人が国と三菱マテリアル、三井鉱山に、一人二三〇〇万円の損害賠償と日中の新聞への謝罪広告の掲載を求めて、三次にわたって提訴)

〈第一次〉

二〇〇二福岡地裁Ⅱ企業に対しては勝訴したが、福岡高裁では敗訴、最高裁に上告。

二〇〇七・四・二七最高裁Ⅱ第一次訴訟、個人請求権否認で、敗訴確定。

〈第二次〉

二〇〇三・三・二九福岡地裁Ⅱ請求を棄却。判決は、原告らが一九四三〜四四年に中国河北省から強制連行され、三井三池炭鉱や三菱飯塚炭鉱などで終戦まで無報酬で働かされた事実を認めた上で、戦時中に行われた強制連行や強制労働を「国と企業の共同不法行為」と認定したが、「明治憲法下の公権力行使であり、国は責任を負わない」(国家無答責の法理)を適用。さらに「企業への賠償請求権も、不法行為による被害から二〇年の『除斥期間』が過ぎ、消滅した。除斥期間の適用を制限する特

段の事情は認められない」と述べた。また、「国と原告は具体的な支配従属関係にはなかった」とし

て、国と企業双方の安全配慮義務違反も認めなかった。

#### ④長野訴訟（七人、提訴）

二〇〇六・二・一〇長野地裁Ⅱ強制連行・強制労働の事実は認定し、国と企業の共同不法行為としたものの、国家無答責、除斥、国と企業の安全配慮義務などで国と企業を免責し、請求を棄却した。辻次郎裁判長は「私たち上の世代はずいぶん酷いことをしたと思う。一人の人間としては救済しなければならぬ事案である。個人的な葛藤があり、釈然としないが、事実認定が出来ても最高裁判例を覆すだけの理論構成が出来なければ、救済できない場合がある。この事案だけに特別な論理を作り、法的安定性を損ねることは出来ない。本件のような戦争被害は、裁判以外の方法で解決されるべきだ」と述べた。原告の一人蒼欣書さんは、一五歳のとき、長野県大滝村の水力発電所建設作業所に強制連行され、一日に一二時間働き、食事は一色に米ぬかと小麦粉のマントウ一個。日本人監督から暴行を受け、今も背中に傷がある。戦後帰郷したが、文化大革命時代は、「日本にいたことがある」と批判され、人民裁判で有罪となり、一九七八年名誉回復されるまで強制労働させられた。

⑤新潟訴訟（戦時中の新潟港に強制連行され、奴隷労働を強いられたとして中国人元労働者六人と遺族五人が謝罪と損害賠償を求めて、国と企業を提訴。日本政府と新潟港運Ⅱ現リンコーコーポレーションⅡが中国から九〇一人を連行し、一年も経たないうちに一五九人が死亡した。港湾の荷役作業という重労働で、食事は米ぬかのマントウ一

個。多くの人が「夜盲症」になり、栄養失調で死亡）

？新潟地裁Ⅱ日本政府と企業に賠償総額八八〇万円と謝罪を命じた。

二〇〇七・三・一四東京高裁Ⅱ国側の主張を認め、原告請求を棄却。控訴審判決は、戦時中の国策実施過程で「国および企業が中国人らの身体、自由等にかかわる権利を違法に侵害した」と認定、また、企業は元労働者に対し「極めて劣悪な環境下で暴力を伴って、過酷な重労働に従事させるものであり、健康等に著しい悪影響を及ぼした」として、安全配慮義務違反を認めた。しかし、国家無答責の法理を適用。適用が認められない場合でも、「除斥期間」によって賠償請求権は消滅。企業の安全配慮義務違反も消滅時効が成立と結論。上告中。

⑥東京二次（中国人四一人が国とゼネコンなど一〇社を相手に、約八億二〇〇〇万円の損害賠償などを求めた訴訟。原告らは、旧日本軍に拘束され、一九四四〜四五年日本に連行され、一〇社の鉱山、炭鉱、発電所建設現場などで労働を強いられた）

二〇〇三・三・三三東京地裁、強制連行・労働の事実認定を示さず、除斥期間の経過を理由に請求を棄却。ただ、「国家無答責」の法理は退けた。

二〇〇六・六・二六東京高裁Ⅱ「国は労働力不足の企業側の要請を受け、強制連行を主導、企業側が主体となって労働を強いた。ともに不法行為の責任を負う。しかし、損害賠償請求権は除斥期間（権利存続期間、二〇年）の経過により消滅した」との判断を示し、一審判決を支持、原告控訴を棄却

した。しかし、「国家無答責」の法理についての判断は示さなかった。

⑦京都・大江山強制連行訴訟（京都府加悦町Ⅱ現与謝野町Ⅱの大江山ニッケル鉱山に強制連行、働かされた中国人六人が、国に一億一〇〇万円の賠償などを求めた訴訟。中国河南省出身の原告らは一九四四・八ごろ、旧日本軍に強制連行され、終戦まで日本冶金工業の露天掘りの採掘作業をさせられた。粗末な食事しか与えられず、一日一四時間以上も働かされた）

二〇〇三・二京都地裁Ⅱ「強制連行は法的根拠のない不法実力行使であり、公権力行使には当たらない」として、国家無答責を適用せず、国の不法行為責任を認めたものの、除斥期間を理由に請求を棄却。

二〇〇六・九・二七大阪高裁Ⅱ強制連行・強制労働については「労働力確保のために行われ、国は軍需会社法に基づいて一定の関与をした」として、一審と違って、公権力の行使に当たるとした。しかし「国家賠償法施行以前の不法行為に民法の不法行為規定は適用されない」として、国家無答責の法理を適用、責任は否定。さらに、除斥期間の経過で賠償請求権は消滅した、とした。なお、原告は、当初提訴していた日本冶金と二〇〇四・九に一人当たり三五〇万円の解決金で和解が成立している。

⑧広島訴訟（広島県加計町Ⅱ現安芸太田町Ⅱの発電所現場に強制連行され、重労働を強いられたとして、中国人五人が、施行業者の西松建設に、慰謝料など二七五〇万円の支払いを求めた）

二〇〇二・七広島地裁Ⅱ請求棄却。  
 二〇〇四・七広島高裁Ⅱ同社の安全配慮義務違反を認定した上で、「同社が時効を主張することは権利の乱用に当たるとの判断を示した。さらに、「賠償請求放棄」の日中共同宣言（一九七二年）などに基づく賠償義務の消滅も認めず、同社に全額の賠償を命じた。高裁として中国人強制連行訴訟で初めて、原告勝訴の判決。  
 二〇〇七・四・二七最高裁Ⅱ「一九七二年の日中共同声明により、中国人個人は日本に対して戦争被害について裁判上、損害賠償はできなくなった」と判断、企業に全額賠償を認めた高裁判決を破棄原告請求を棄却。  
**⑨宮崎訴訟**（太平洋戦争末期、宮崎県日之影町・三菱榎峰鉱山Ⅱ現三菱マテリアルⅡに中国から強制連行され、強制労働を強いられた元労働者と遺族二人が、国と企業に賠償と謝罪を求めて提訴）  
 二〇〇七・三・二六宮崎地裁Ⅱ裁判長は「国が主導し、暴力や脅迫によって強制連行が行われ、三菱も劣悪な環境で強制労働をさせた」と、国と企業の共同不法行為を明確に認定。さらに、国家無答責についても「強制連行は国策として行われた人道上に反する犯罪行為」として、国の主張を退け、賠償責任は認めた。しかし、被害から二〇〇年の除斥期間が経過し、国、企業への損害賠償請求権は消滅したとして、賠償は認めなかった。また、安全配慮義務違反については、「原告は三菱の指揮監督下で採掘作業の従事しており、実質的な雇用関係にあった」として、三菱は責任を負うとしたが、「中国で出入国が可能になった一九八〇年か

ら、提訴まで一〇年が経過しており、消滅時効が成立」として賠償は認めなかった。だが、判決文最後で、裁判長は「本件強制連行・強制労働の事実が、永久に消え去るものではなく、異国で原告等が心身に被った深刻な苦痛と悲しみ、その史的事実の重みや悲惨さは決して忘れられない。道義的或は人道的責任という観点から、犠牲になった中国人労働者についての問題を解決する努力をすべきだ」と異例の付言、控訴中。  
**⑩群馬訴訟**（中国人男性一八名が、鹿島などに四億六〇〇〇万円の損害賠償請求）  
 二〇〇七・八・二九前橋地裁Ⅱ「日中共同声明で、裁判上の請求権は失われた」と請求棄却。  
**▽「太平洋戦争犠牲者遺族会」軍人軍属慰安婦・遺族ら三五人が、一人二〇〇〇万円賠償請求。**  
 二〇〇四・一一・二九最高裁二小Ⅱ「戦争被害」として請求棄却  
**▽強制労働の元朝鮮女子勤労挺身隊員損害賠償請求訴訟**  
**①国と三菱重工に損害賠償請求（七名）**  
 二〇〇五・二・二四名古屋地裁Ⅱ「日韓協定で解決済み」と請求棄却。  
 二〇〇七・五名古屋高裁Ⅱ二〇〇七・四最高裁判決踏襲し、個人請求権否認。  
**②不二越損害賠償請求（七名）**  
 〈第一次〉（七名）  
 二〇〇〇・七最高裁Ⅱ解決金計三三〇〇万円和解（一、二審は原告請求を棄却）  
 〈第二次〉（二名）

二〇〇七・九・一九富山地裁Ⅱ強制連行の事実を認定、しかし、日韓請求権協定により請求権は否認。  
**③山口訴訟、静岡訴訟**（国相手、いずれも最高裁で棄却）  
**▽南京大虐殺証人名誉毀損訴訟**（証言者の著書で証言を「ニセモノ」とした著者と出版社を名誉毀損で提訴）  
 二〇〇二・五・二〇東京地裁Ⅱ賠償命令  
 二〇〇三・四・二〇東京高裁Ⅱ賠償命令  
 二〇〇五・一・二〇最高裁Ⅱ賠償命令  
**▽シベリア抑留者補償請求訴訟**  
 一九九七・敗訴決定  
**▽元国民義勇隊員の戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金給付請求訴訟**（広島、山口の女性被爆者二名が、却下処分取り消しと六〇〇〇万の損害賠償を国に請求）  
 二〇〇五・九・二九広島地裁Ⅱ傷害年金給付を命令、ただし国家賠償は棄却  
**▽米英元捕虜訴訟**  
 ？最高裁Ⅱ敗訴確定  
**▽強制連行韓国人元徴用工の被爆損害賠償請求訴訟**（戦時中に強制連行され被爆し、離日を理由に、被爆者援護法に基づく健康管理手当てを打ち切られた在在外被爆者や遺族等が未払い分の支払いを求めた）  
**①長崎訴訟**（海外に居住地を移した被爆者の手当支給は一九七四年の旧厚生省局長通達で打ち切られたが、在外被爆者にも受給資格を認めた大阪高裁判決を機に、国は二〇〇三年局長通達を廃止し

た。一九八〇年に被爆者手帳を取得した長崎市で被爆した崔季澈さんは同年帰国し、一ヶ月しか手当を受給しておらず、二〇〇四年、長崎市を相手に提訴)

？長崎地裁⇨通達は在外被爆者に重大な障害だった。市側の時効の主張は、信義則上許されないとして、規定に基づき八〇年から約三年分の八一万円の支払いを命じた。

？福岡高裁⇨約三年間の受給資格は認められたものの、通達には一応根拠があったとして、時効を認めた。二〇〇七・一〇・四最高裁一小⇨二〇〇八・一・二二に上告審弁論を開くことを決定、原告逆転敗訴の福岡高裁判決が見直され、勝訴の可能性。

②**広島訴訟**(三菱重工造船所⇨当時⇨などに強制連行され被爆、帰国後健康管理手当を打ち切られた。三菱重工と国に強制連行・労働に対する損害賠償も求めた)

二〇〇五・二・一九広島高裁⇨被爆援護法の適用外は違法、強制連行については除斥期間経過で棄却、国家無答責は適用せず。

二〇〇七・二・一最高裁一小⇨「援護法の解釈を誤り『被爆者が出国した適用外』としたのは違法』と判断、国に慰謝料と四八〇〇万の支払い。在外被爆者について国の賠償責任を初めて認定。強制連行・労働の賠償は否認。

**\*ブラジル訴訟(ブラジル日本人被爆者)**

二〇〇七・二最高裁⇨七四年通達を違法と判断、原告勝訴

▽**サハリン残留韓国人強制貯金返還請求訴訟**

(第二次大戦中、徴用や募集でサハリンに渡って、

炭鉱労働などに従事した韓国人(遺族を含む)

一名が〇七・九・二五、日本政府と日本郵政公社を相手に、戦中の郵便貯金や簡易保険計二八〇〇万円の支払いを請求して、東京地裁へ提訴。賃金の殆んどは強制的に貯金させられ、逃亡防止のため、通帳は経営者が保管していた。戦後、朝鮮半島出身者約四万三〇〇〇人は残留を余儀なくされ、旧ソ連統治下で貯金債権は凍結された。国側が適切な処置をとらなかつた責任があるとしている。一九五二年のサンフランシスコ条約では、日本が領有権を放棄した場所の住民の財産、債権については特別の取り決めをするよう定めているが、サハリン在住者に関しては、国側も貯金支払いの義務を認めているが、取り決めがさせておらず、対応していない)

▽**一般民間人戦災者賠償請求訴訟**

一九八七・六・二六最高裁二小⇨判タ六五八号 p 八五

▽**在外資産の喪失と損失補償等**

一九六九・七・四最高裁二小⇨判タ二三八号 p 一一二

▽**その他恩給等に関する訴訟**

①一九九九・一〇・一五大阪高裁、二〇〇一・四・一三最高裁三小⇨判時一七一八号 p 三〇、訟月四九卷九号 p 一四九〇

②二〇〇一・一一・一六最高裁二小⇨判タ一〇七九号 p 七四

③二〇〇二・七・一八最高裁一小⇨判タ一一〇四号 p 一四七 (以上)